

前田案山子とその周辺

加藤 豊 子

目 次

- 一、はじめに
- 二、前田案山子と海辺新地免租運動
- 三、前田案山子年譜
- 四、資 料
- 五、参考文献

はじめに

本稿は熊本の民権家で、のち大同倶楽部に属し、熊本における大同団結運動の中心的人物として著名な前田案山子^{かかし}の年譜と、彼が後半生をかけて出身地小天村（現、熊本県玉名郡天水町小天）を中心とする地域で展開した海辺新地免租運動の全貌を、管見の限り入手しえた資料によって明らかにしたものである。

△近代的政党のもつイデオロギーに左右されるというよりむしろ、郷党的、協同体的人間関係により持続されていた▽（『熊本県議会史』第二巻第二章第二節）熊本の政党、政党人の典型的人物といわれる前田案山子だが、案山子個人に関する研究はほとんどなされていない。

私はもとより民権運動については全くの門外漢である。一九八〇年に夏目漱石研究の一環として発表した「『草枕』・那美さん考」（、80・11

『太田善磨先生退官記念文集』所収）での前田案山子の次女ツナに関する調査から案山子の従兄弟、田尻準次の御子息、田尻謙吉氏を識り、さらに今回の調査では田尻氏を通じて前田下学の孫にあたる前田佑子氏（神奈川県相模原市在住）を紹介され、資料の提供はじめ種々の御協力をいただいた。本稿は田尻謙吉氏の依頼から発したもので、私の漱石研究の上からは以前発表した「草枕」（明治三十九年『新小説』九月号）のモデル調査の発展ともいうべきものである。「前田案山子とその周辺」と題した理由はここにある。前田ツナに関しては、ツナの結婚（同棲をふくむ）が三回であったこと、とりわけ第二回目の相手の永鹽亥太郎の名前が私の発表以前、すでに『宮崎滔天全集』（、76年8月平凡社刊）第五巻巻末の前田家系図に記されていたことを今回の調査で知った。この場をかりておことわりしておきたい。

その永鹽（長塩）亥（猪）太郎についてであるが、植田耕太郎とともに前田案山子、下学と熊本の自由民権運動を共に闘った同志であることが今回、明らかになったばかりでなく、明治二十年十一月には所謂「三大事件」に関する檄文撒布のかどで捕えられ、数ヶ月間の繋獄の後、翌年三月の公判で禁錮一年六ヶ月を言い渡され、二十二年二月、憲法発布の恩赦で放免された、所謂「秘密出版事件」関係者の一人であることも明らかにした。（『自由党史』下・第九編第四章「秘密出版の発覚―入獄者人名―入獄者の罪状」、第十編第二章「自由党员大赦放免せらる」、岩波文庫三一六―三一八頁、同三八七頁）これらのことも「その周辺」として前田案

山子年譜に記載した。

「草枕」についてのべれば、あの作品のなかで骨董をいじり、茶を喫し、禅僧と歓談、風流三昧の生活をおくる志保田の隠居のモデルがこの前田案山子であるのだが、作品では彼の民権運動家としての側面が全く捨象されている。銀行がつぶれたために満州くんだりへと出立する那美さんの別れた夫（モデルは植田耕太郎と思われる）についても同様である。この点が逆に文学作品としての「草枕」の深層の人物語り／＼を開示すること、これを「草枕」と同年に発表された「趣味の遺伝」（明治三十九年『帝国文学』一月号）で主人公の浩さんが日露戦争で戦死した兵士であることとあわせて考えるとたいへん興味ぶかいものがある。（しかも案山子は最後は国権派となった人物であった。）

以上私のこの調査研究について関心、動機についてのべた。前田案山子に関するこの基礎的な拙い調査が前田案山子および熊本の自由民権運動の今後の研究に少しでも役立つものとなれば望外の幸である。

なお本稿の執筆に際しては熊本県立済々豊高等学校教諭で熊本の自由民権運動研究家であられる水野公寿氏の御論稿と御指導によるところが多々であった。五年余に亘り私の遅々とした調査、研究を励まし、御指導いただいた。氏の御支援がなかったなら、本稿は完成されなかったとおもう。この場をかりて厚く感謝申し上げます。

（一九八五年九月二十三日 記）

二、前田案山子と海辺新地免租運動

一八七二（明治四）年

一八七二（明治四）年ごろから始まり明治六年七月の地租改正条例につながる土地制度改革の動きの中で政府が最も力を入れたのは賦課の対象となる地価の算定であり、農民もここに重大な関心をもっていた。地租改正によって旧来の収入が減ることのないよう、政府は収入に應じる地価を予定して各府県に割当てたため、現地調査の数字と一致しないばかりか、不足分を増割当として押しつけたり、地券調査などもすべて農民の負担とし

た。また、地租は原則として民有地を対象とするため、まず、官有・民有・私有という所有者の区別、決定がおこなわれたが、その時、従来の共有地、入会地が、所有者のない土地として官有地に編入された為、既得権を奪われて農民の生活が不自由になるなど、農民たちの不満はつのる一方だった。その結果、全国各地で地租改正に由来する農民一揆がおこり、明治十年一月、政府は遂に地租を地価の百分の三から百分の二・五に引き下げなければならなかった。

地租改正が施行されると、熊本県では玉名郡をはじめ、八代、葦北、下益城、宇土、飽田の各郡で、維新前には細川藩の永世無税の保護策のもとにおかれていた海面埋立地（海辺私築新地）が一変して課税の対象とされたため、新地の築造主、地先人民、新政府課税当局者のあいだに地価評定、地主権、さらに課税の当否をめぐる紛議が生じた。明治九、十年ごろには折しも神風連の乱、西南戦争と相つぐ政局動揺のなか、戸長民撰論をかかげる自由民権運動と合流しつつ農民一揆の様相を呈するに至った。

一八七四（明治七）年

明治七年頃の地価評定に際して、前田案山子是小天村惣代として地価を低廉に評定するよう、出張官吏をむこうにまわして交渉したと伝えられている。

一八七八（明治十一）年～七九（明治十二）年

明治十一年に入り、前年の地租再改正（地租引き下げ）による地租徴収が、土地所有者が定められない為に執行できずにいた海辺新地についても土地関係者相互の話し合いによって速やかに地主を決定するよう政府から各県の町村に布達があった。このため、地先人民、築造主それぞれが代表の委員や代理人をたてて地主決定の協議をなしたが、そのとき前田案山子は地先人民惣代に選ばれ、築造主側の委員と議論のすえ、地主権が地先人民にあることを論駁した。案山子の主張は次のようなものであった。

そもそも熊本の海辺新地は全国でも数少ない一種特別の性質を有するものであって、旧藩時代、藩主が築造主に対して永世無税の特典を与えたのは、築造主は金銭というかたちで資金を支出し、地先人民は築造の労力をもってするという協同の関係があるためである。その結果、築造主は徳米

を地先人民から納めさせ、その代わり地先人民は地主と称し、各役場の土地帳簿に地所費、売買、譲与、質入書入の権利をもっているのである。だから地先人民が地主なのであり、一方、築造主は地先人民から地租を徴収する権利をもつ。(つまり地主である地先人民は政府にでなく、築造主に地租を支払うべきである。)にもかかわらず、政府は維新の後、地主権がどちらにあるのか察知できず、築造主と地先人民双方が協議のうえ地主権を決めるように申しつけたのでこうした争いがおきたのである。(争いの責任は政府にある。)

この争いは明治十二年に入っても決着をみなかった。そこで、出張官吏、県知事などが出て双方の間に和議協定を設けようとしたが、案山子は固くことわって主張をゆずらなかった。

一方、小天村には北岡内家に関する地主定め交渉もあった。この件については地先人民惣代として田尻東平(途中、戸長となったため田尻勢八にかわった)、前田金儀の二人が選ばれたが、前田案山子もその顧問になっていた。

内家との談判は数十回に及んだが決着をみなかった。初め立花村は小天村の委員に交渉を依頼していたが、途中で内家の申し立てに服して小天と分離してしまったので、小天村は単独で内家に抵抗せざるをえない苦境に立たされた。旧藩士のなかには案山子を旧主の旧恩を忘れ、内家に抵抗するものとして刺客を送るものも出たが、案山子は屈することなく、遂に二委員は小天村の受免開、鯨油開については双方とも地主権をもつことなく、側開は地先人民が従来(金)の徳米より諸修繕料を控除した半額を納めることとし、永く小作株の権利を得た。そして、徳米三斗七升入り一俵を従前は三斗五升として納めてきたのを、これ以後、三斗五升の現俵入りとする旨の協定を結ぶに至る。その後、受免開については明治二十五、六年の免租延期の運動の際、案山子の肝煎で一反歩平均十八円内外で北岡内家が地主権を買収することになった。

「地主定め」の争いはその後、私築海辺新地に関しても一八七九(明治十二)年十月には築造主を地主とするともに、地先人民を永小作人とすることに決定した。その代償として地主は地主権四分五厘もしくは五分を

小作人に与え、地主が地券証を受領するとともに永小作証を永小作人に与えさらに政府は永小作人に対して明治十年からかぞえて十七年間免租を与えることでひとまず解決をみた。しかしこの問題は免租期限のきれる明治二十五年に再燃することになるのである。

一八九二(明治二十五)年

明治二十五年に入り、免租期限がせまったので、八代郡八代町、八千把村外十ヶ町村、葦北郡水俣村、日奈久村外四ヶ村、下益城郡松橋町、当尾村外五ヶ村、玉名郡横島村玉水村外六ヶ村、宇土郡網津村、緑川村外五ヶ村、飽田郡小嶋町外十一ヶ村の六郡旧八十三ヶ村では海辺新地の免租をさらに延期するため、忘吾会舎で大会をひらき、上野真澄、松岡長寛、前田案山子を海辺私築新地免租延期請願委員として選んだ。一方、北岡内家(侯爵細川護久)に関する飽田郡横手村の側開の免租には細川家家扶、高嶋義恭が立ち、ここに海辺私築新地免租延期請願の大運動が展開されることとなった。

十月二十一日、高嶋委員が「熊本県飽田郡沖新村側開新地収支計算書」を添え、「私築海辺新地免租延期之儀ニ付願」を、二十三日には、上野、松岡、前田の三委員が「海辺私築新地免租延期請願書」を熊本県知事松平正直へ提出した。二十四日には上益城下益城郡長園田行真、八代葦北郡長松崎欣哉、飽田託麻宇土郡長光永弘道、玉名郡長新美吉孝が連名で「新地免租延期上願副申」を県知事に提出している。

こうして前田案山子たち委員は明治十年から二十六年までの十七ヶ年期免租(開墾地反別三六七三町五反八歩)を、明治十年より五十ヶ年期免租として、明治二十七年以降さらに三十三ヶ年の延期許可を願い出た。この請願書には三委員のほか、八代郡八千把村長加隈信一、葦北郡日奈久村長村田英晤、下益城郡当尾村長奥村半部、玉名郡横島村長加藤小軍太、同郡玉水村長佐々才蔵、宇土郡緑川村長小山次郎彦、飽田郡小嶋町長坂根新太郎が連署している。その中で前田案山子ら三委員は次のような申し立てをした。

《抑モ当県下沿海数十里ノ間ハ山岳屏立海波常ニ其脚ヲ洗ヒ耕田稀ニ物産少ク蕭條タル寒郷ナリシヲ旧藩主細川氏累世大ニ国産ヲ増殖スルノ目的

ヲ以テ其一門及三家ノ家老并ニ郡郷団体ノ請願ニ限り海面ヲ埋立各自之ヲ所有スル事ヲ許可セラレタリ然レ其事業頗フル困難ナルヲ以テ敢テ是ヲ經營スルモノ無キヲ憂ヒ永世無税ノ特典ヲ与エ以テ其事業ヲ奨励セラレ候ヨリ子孫永遠ノ長計ヲ画スル者目前ノ小利益ヲ捨テテ顧ミ先祖伝来ノ財産ヲ抛ツハ勿論巨額ノ負債ヲ後昆ニ遺シ以テ其工事ヲ起シタリ然レ此埋立工事タル一條ノ堤防以テ滄海万里ノ奔濤ヲ遮断セサルヲ得サルモノナレバ其事業ノ困難其費用ノ莫大ナル到底尋常普通ノ資力ヲ以テ經營ス可ラサレハ(中略)斯ノ如クニシテ築造ノ工ヲ竣ルヤ築造主ハ旧藩ノ制規ニ由リ官築新地同様現地ヲ地先人民ニ割渡シ地方相当ノ定徳米ヲ課シ以テ築造資本ノ償却ヲ永世ニ期シ地先人民モ亦其現地ヲ永遠ニ所有スルノ目的ヲ以テ該定徳米ヲ負担シ共ニ子孫福祉ノ基礎ヲ確立セルコトヲ慶ヘリ然ルニ地券發行地主定ニ際シ突然大困難ヲ發出シ来レリ則チ築造主ニシテ地主タランカ地先人民無權利トナラン地先人民ニシテ地主タランカ築造主無權利トナラン而シテ兩者共ニ一定ノ權利アルヲ以テ互ニ相譲ル可ラス(中略)終ニ破裂シテ地主権決定ノ大紛議ヲ醸出シタリ(中略)是ヲ要スルニ到底政府ニ於テ築造資本御買収ノ上ナラテハ官築新地同等ニ帰ス可キモノニ非ラサルモ當時ノ時態不可止ノ窮途ニ迫マリ遂ニ築造主ノ名義ヲ得ヘキ協議ヲ決スルト共ニ其固有権ヲ削減シテ地先人民ニ分与シ即チ地先人民永小作人トナルノ窮策ヲ了スルニ至レリサレハ此際假令若干年ノ免租ヲ与ヘラレシモ猶進ンテ其築造主権ヲ買収セラルムノ相当ナルヲ痛論シ一時人民囂々タルノ形勢ナリシモ當時十年兵乱ノ余人心激昂ノ秋特ニ官民相反目スルノ日ニ當リ斯ノ如キ問題如何ナル珍事ヲ惹起ス可キ動機トナル哉モ難料加フルニ此ノ紛議ハ細川家ヲ始メ門閥各家ト地先人民則旧君臣ノ争端ニ出ツルモノナレハ情誼上万不可忍事莫有之各郡ニ涉リ老成ノ者共百万鎮靜ノ策ヲ取リ(中略)慰諭百端一時鎮靜シテ今日ニ至リ候然ルニ冒頭掲載仕候十七ケ年期限免租ノ分即チ三千六百余町歩ハ其免租期限明ル明治二十六年ニ迫リ候故六郡数千戸ノ地主一同憂慮痛心終ニ今日ノ哀願ヲ為スニ至レリ蓋シ該新地ハ前述ノ通り莫大ノ資本ヲ費シ未タ其一部ヲモ償却セサル而已ナラス年々ノ取得ハ資本金利ヲ支フルニ足ラサル実状ナリ然ルニ一旦此薄利ナル新地ニ地租ヲ課セラルル時ハ地方税等亦從ツテ之ヲ負担セサル可ラス加フル

ニ年々必ラス免ル可ラサル營繕費アリ彼此合計以テ地主從來ノ所得ニ比較仕候時ハ地主ノ所得ハ租税經費ヲ支払フニ足ラサルノ境遇ニ立至リ其極六郡八十三ヶ村数千戸ノ地主倒産ノ不幸ニ陥リ為メニ堤防水門等ノ修繕ヲモ成ス能ハス広大平遠ノ耕田再ヒ滄海ニ歸スルノ場合ニモ相成候得ハ其患害ハ独リ私築新地一隅ニ止マラス施テ接近ノ官築新地ニ及ヒ県下一般ノ悲酸ニモ立至リ旧藩主細川氏カ国民福ヲ増進センカ為メ特別ナル国法ヲ設ケ累世經營セラレタル一大偉業モ(中略)當時藩主経綸ノ美拳ニ背反スル而已ナラス方今官民孜々トシテ計画シツアル国民福増進ニモ相戾候義ニ付何卒別紙収支調書ノ事實ニ由リ数重ニモ御諒察彼為垂仰キ冀クハ該新地ヲ地租条例第十六条水面埋立ノ例ヲ適用セラレ明治十年ヨリ五十年ノ免租年期ヲ賦与セラレ二十七年以降三十三ヶ年ノ延期御許可被成下度奉懇願候(後略)▼

これに対し県知事松平正直は十一月八日、「海辺私築新地免租延期願之件詮義ニ及ヒ難シ」(熊本県指令一九二六号)との回答を出してきた。

そこで高嶋義恭は十一月二十四日、「私築海辺新地免租継続之儀ニ付再願」を、前田案山子ら三委員は二十五日に再度「海辺私築新地免租延期之儀ニ付再願」を知事に提出する。一方、三委員は十二月から翌二十六年二月にかけて、高嶋義恭、松平正直知事を伴って上京すること数回、大蔵大臣や次官と面会し、陳情、請願をおこなった。

時の大蔵大臣渡辺国武は「埋立規則(地租条例第十六条)は海辺新地築造後に発布されたものであるからこれを請願の根拠にするのはおかしい」とのべた。これに対して前田案山子は、海辺私築新地に政府が課税するならば先ずその築造主の権利を買収するか或は公債証書をその代わりに与えるかいずれをしてからの話であって、埋立規則によって請願したのはこちらが一步譲つての話であると反駁したという。

一九三(明治二十六)年

しかし、こうした運動にもかかわらず、年を越してなお当局は何ら回答を示さなかったため、一月に入って案山子ら三委員はおよそ二万字にのぼる「海辺新地免租延期請願ニ関スル陳情書」を重ねて知事に提出した。

二月五日、一行は熊本に帰り、十一日、忘吾会舎でおこなわれた六郡地

主総代の協議会に出席し経過報告をおこなった。この集会後、地主や小作人たちもそれぞれの地で運動を展開した。

三月七日には六郡の地主総代たちが県庁に出願し、収税長山形修人に面会、請願書の回答をもとめた。その後、七、八日の両日にわたって六郡地主総代たちは忘吾会舎で協議会をひらき、再度、請願書をもって前田案山子を上京させることを決議した。このため前田案山子（案山子の他にも以前上京した者が同伴した可能性もある）は再度上京し、国会議員、閣僚などに運動した。現在、前田案山子個人名による「海辺新地免租延期請願ニ関スル再陳情書」^{（註14）}がのこされている。こうした案山子の陳情や免租請願のための上京は数回に及んだといわれている。

「海辺新地免租延期請願ニ関スル陳情書」では、まず明治以前にさかのぼって海辺新地の成立事情を説き、藩主築造、私費築造の別、山林原野の開主と海辺新地の築造主との違い、海辺新地における当時の課税のしくみ、海辺新地が他の土地と税制が区別されていた当時の事実から地先人民の特異な地位ならびに私築新地築造主の藩主に対する永世無税の根拠を説いている。さらに、明治維新の版籍奉還に際して熊本藩主が私築海辺新地を新政府に奉還しなかった事実をとりあげ、藩費築造の海辺新地を藩が新政府に官納し、地先人民が依然として地主となったように、私築新地についても政府が築造主から築造資本を買収し、彼らが地先人民から収納していた徳米を家禄同様に公債証書として授与することによって築造主と新地との関係を絶ち、その上で地先人民を単一の地主となすべきであるとした。そして、そのようにせずに地主権を未定のまま、明治四年六月には徳米三分通官納としたかとおもうと翌年三月には二分通官納と変更する政府の税法の不当性、不合理性を指摘し、さらに、明治十年の地租改正に際して、翌十一年、政府から一方的に布達された「地主定め」の不合理と、これをめぐり十一年十二月におこった築造主と地先人民の大半議にふれ、そこで妥協策として出された地主決定と十七ヶ年免租の矛盾、不当を説いた。明治十二年には、官築新地にくらべ私築新地の築造主、地先人民のこうむっている損害を償うに足るだけの特典をさらに政府に要求するか、それともこれらの処置を撤回して正当の措置がなされるまで闘うか、県下六

郡八十三ヶ村の人民とその代表委員は迷った末、その議を決するのを十七ヶ年免租の期限がきれる日、すなわち明治二十四、五年にかわすことにして今日に及んだ事情、明治二十五年も終わり今年に入って賦租の準備がなされようとしているが、もし賦租が命ぜられた場合、地主（築造主）の経済状態がどのようになるか、飽田郡沖新村側開新地をはじめ玉名郡横島村大開新地、飽田郡松尾村字近津新地、八代郡金剛村水島新地の収支計算書、を具体的に示して、明治十年以前と十二年の地主決定措置後の地主の経済的逼迫を説き、ここに明治二十二年十一月改正の地租条例第十六条第五項「水面埋立地免租年許可」の条項の適用、すなわち特に水面埋立地に限り五十ヶ年以内の免租を許可との条項にもとづき、明治二十七年以降さらに三十三ヶ年の免租を要求したのである。

しかし、これに対しても県知事は明治二十六年四月二十四日付県指令（税第二二一六号）でなお「詮議ニ及ビ難シ」と拒否の姿勢をとりつづけた。そこで三委員は方針を変え、明治二十六年六月十八日、県知事に「海辺民築新地買収之儀ニ付請願」を「官築及民築新地之内華士族所得権ニ係ル分賠償御辞令写」とあわせてさし出した。^{（註15）}

この請願は海辺民築新地に要した築造主の既得権（築造主が地先人民から直接受けられる租税の上に藩政府が収納すべき間接の租税を収納できる権利）の買収と、名受人（地先人民）を純然たる地主とする要求をあわせたものである。添付の「賠償御辞令写」にみられるように、明治十三年六月十五日に大木兼紀所有の宇土郡亀松村の官築新地、また細川行真所有の宇土郡長崎村亀崎新地（官築新地）、さらに明治十四年一月三十一日に飽田郡上下松尾村郷備新地の築造権が買収されたのと同様、玉名郡外五郡の旧八十三ヶ村の海辺民築新地についても築造主の既得権を買収したうえで地先人民を土地所有者とするよう要求したのであった。地租改正以来の政府の土地改革の不合理と、少数の官築新地には築造権を買収し、多数の民築新地にはこれを適用しない政府の官尊民卑の不公平な姿勢をついたこの請願の前に、政府、県知事もついにこれ、明治二十六年十一月二日、前田案山子ら三委員は明治二十七年以降、さらに三十三ヶ年の免租をかちとったのである。

その結果、従来、地主の定まっていなかった土地について、地先人民と築造主とのあいだで地主を決定しなければならなくなった。小天村では北岡邸所有の側開について地先人民は永小作権をもっていたが、これを処分するに際しての北岡邸との交渉を、前田案山子を顧問とし、前田下学、前田金儀を委員として行なった。

ところが、この交渉は困難をきわめ、明治二十六年十一月二十七日から翌二十七年一月十四日に及んだ。途中、何回もゆきづまった交渉を打開するため、県知事をはじめ県の役人何人かがその仲裁に入ったほどであった。立花村の委員がさきに北岡邸の条件に従ったこともその交渉を困難にした原因であった。一度はようやく地主権を地先人民が買い上げ、その代価を二十年賦として支払うというところまでこぎつけたものの、北岡邸側が二十年賦を終わった後でなければ地所売却の登記申請をしないとちだしたことで交渉は暗礁にのりあげたかたちになった。

地先側の委員は直ちに登記すべきであると北岡邸側に主張したが北岡邸側は全く応じなかった。そこで顧問の前田案山子をはじめ委員たちは上京してこのことを細川邸に直接談判しようとした。こうしたなかで新美吉孝玉名郡長が県知事の命によって北岡内家に説得をはたらきかけ、また松尾又雄、工藤唯次郎の奔走もあって、ついに小天村委員の主張した登記申請を北岡内家が承諾し、さらに地所若干買上の談判をも承諾したのである。その結果は二十ヶ年来、二俵半宛年賦の約定となった。

大争議がすっかり落着をみた明治二十七年二月十七日、県下の地持人民は前田案山子らの関係の委員を熊本の一日本邸に招き、慰労の大祝宴を催したという。

(注1) 『小天郷土史』二七三頁。なお、そこではこの記事は明治十三年のこととなっている。

(注2) 受免とは一般にいう定免のことである。小天村の受免開は一八五一(嘉永四)年、藩営により干拓され、面積六九町歩、立花村に属する受免開は約

一〇一町歩ある。(『肥後藩干拓史概説』一九六七年刊)

(注3) 稲の殺虫剤である鯨油の費用にあてるため干拓された新地。小天村の鯨油開は総庄屋関忠之丞の斡旋により小田郷が一八四五(弘化二)年に干拓した。面積は約九町歩。「小天村にて呑崎より湯浦迄の間荒畝九町程極方と催合せにて鯨油貧民渡分半高撫米六百石の割合にて及不及為賃新開築立……入目錢六十四貫余三十貫極方御出方……」(「関忠之丞事跡」)。徳米のうち二十石二斗を藩の極方に納め、残りは鯨油代として村に与えられた。(『肥後藩干拓史概説』)

(注4) 藩主の側用金(私費)により築いた新地で、御内家開、御側開ともいう。小天村の御側開は「玉名郡小天・立花両村海浜へ御側金を以て新地起工、翌年(一八〇四、文化元年)竣工、畝凡そ六十三町余、蠟締所附属なり」(「年系略記」)。工費は四〇〇貫であった。(『肥後藩干拓史概説』)

(注5) 永小作株(『草稿』、『草稿』については二九ページの「附記」を参照のこと。)

(注6) 『小天郷土史』二七三頁。
なお『草稿』には以下のようにある。

△……側開ハ従来ノ納米ヨリ諸修繕費ヲ扣除シ其半額ヲ納ムトシ永小作権ノ權利ヲ保有シ納米三斗七升入一俵ヲ従前ハ三斗五升トシテ納メ来リシモ以後、三斗五升ノ現入俵ト定メテ契約シタリ▽

その後、『郷土史』二七四頁にも記されているように、案山子がこの契約に不満を表明した結果、委員の前田金儀が、内家の家扶、佐藤求吾と受免開に関する再交渉を行なった。これについて『郷土史』では「一反歩平均十八円内外で地主権を買収する仮契約を結」んだとあるが、『草稿』では「一反歩平均代価金十六円ニテ地主権ヲ買収ストノ仮契約ヲナシ」とある。

(注7) 『熊本県干拓史料』『私築海面埋立免租一件』(一九六五年九州近代史料刊行会発行)五二頁以下。

(注8) 『同前』二頁以下。

(注9) (注8)に同じ。

(注10) 『同前』五五頁以下。

(注11) 『同前』七頁以下。

(注12) 『小天郷土史』二七七頁以下。なお同書によればこの記事は明治二十五年三月三十一日以後のこととなっているが、これは明治二十五年十二月から翌年二月にかけてのことか、もしくは明治二十六年三月八日の協議会(於・忘吾会)で決定された、案山子の上京による諸願運動の時のことであろう。

(注13) 『熊本県千拓史料』一三頁以下。

(注14) 『同前』三九頁以下。なおこの「再陳情書」には宛先人名が記されていない。おそらく前田案山子が陳情運動の際、直接に持参したものであろう。日付は明治二十六年三月とある。

(注15) 『同前』四二頁以下。なお『前田案山子翁頌徳壁』(資料3)では六月二十四日とある。以下資料3の七月十六日、七月二十三日の記事を参照されたい。この「諸願書」には三委員のほか、八代郡千丁村長高浜清人、葦北郡日奈久村長村田英昭、玉名郡鍋村長小山健蔵、飽田郡松尾村長上野安太、宇土郡網津村長野村治臺、下益城郡豊福村長林田逸治が連署している。

(注16) 『小天郷土史』二七八、九頁。

三、前田案山子年譜

西 暦 (年 号)	歳	前 田 案 山 子 関 係	全国の動きと熊本の民権運動
一八二八年 (文政一一)	1 才	四月七日 肥後国玉名郡小天村八久保に前田惟鑑(金吾)の三男として生まれた。のち、長兄三郎右衛門惟年の嗣子となる。幼名を一角、元服して覚之助と称した。前田家は八久保の豪農であった。幼時より気概にとみ、撃剣馬術を好んだ。	一八二〇(文政三)年 八代海千拓事業はじまる。 一八二五(文政八)年二月 異国船打払令 一八二八(文政一一)年一〇月 シーボルト事件 一八三二(天保三)年 肥後藩では米田是容(長岡監物)が家老となり、下津休也、荻角兵衛(昌国)、元田八右衛門(永孚)、横井平四郎(小楠)ら実学派による藩政改革がおこなわれた。 一八三三(天保四)年一八三六(天保七)年 全国的な飢饉におそわれ、各地で農民一揆や都市の打ちこわしがおこった。 一八三七(天保八)年 大塩平八郎の乱 一八四〇(天保一)年 アヘン戦争 一八四一(天保二)年 老中、水野忠邦、天保の改革をおこなう。(四三年失脚)
一八四八年 (嘉永二)	21 才	八月 武芸大いに進んで諸目録を授かり、藩主細川斉護から一領一正に召し出された。覚之助は特に槍術にすぐれた。	
一八四九年 (嘉永二)	22 才	藩主に命ぜられ、武者修業として九州中国地方の各藩を遊歴し、槍術で名高い久留米の井上弥左衛門、柳川の加藤善衛門のもとへ通う。(高木元右衛門、依田寛四郎の二人が同行した。)(『草稿』)	

一八五二年 (嘉永五)	25才	家督相続をし、独礼に召し出される。槍術の名声が隣藩にとどろき、藩主から組付御中小姓に召し出され、御前御備に召し加えられた。
一八五四年 (安政元)	27才	このころ、藩士の武芸試合が藩主庭園諸木園でおこなわれ、家老、米田是容(長岡監物)の重臣、草刈十郎に御前試合で勝つ。(『小天神郷土史』)(註2) 幕末維新时期、前田寛之助がどのような政治的立場にあったか現在のところ不明な点が多いが、学校党など、佐幕攘夷の旧守派にちかかったと思われる。
一八六八年 (明治元)	41才	このころ永山鶴平長女キヨと結婚。四男三女をもうける。(資料1) 寛之助あらため案山子と名のる。大に済民の志を興起し、民業を保護し民権を拡張するを以て己が任となす。(註3)
一八七四年 (明治七)	47才	地租改定にともなう地価評定に際し、小天村惣代として地価を低廉に評定するように出張官吏と交渉。
一八七五年 (明治八)	48才	小天、立花両村の合併小学校を新設。竹添進一郎(学校党)と謀り、柳川の儒者、志賀喬木(巽軒)を招いて教師とし、かたわら私塾をひらかせた。学校の名を蒙正館という。九州各県から学生が集来した。(註4)
一八七六年 (明治九)	49才	六月 県令安岡良亮が臨時県会を開き、玉名郡(第七大区)から選ばれ、県会議員となる。区戸長民撰論を主張し、建白書を県会に提出。(註5)
一八七七年 (明治一〇)	50才	一〇月一三日 第七大区大区会の幹事長に選出される。 神風連の乱に際して、刀を携え藩主細川侯の邸へ伺候し、帰途、鎮台兵に捕われたのち、放免された。 一二月 富岡敬明権令の着任後、翌年一月にかけて民費負担増大についての苦情と戸長の不正の摘発、公撰民会の要求をかかげて農民集会が各地でひらかれ、県下は騒然とした状態になる。 一月下旬にかけて民費徴収の件で小天村でも農民一揆がおこり、前田案山子是小天神社や小天小学校でひらかれた農民集会で郷備金についての農民たちの申立てを、戸長や県当局に取りついだ。(註6)(資料2)
一八四七(弘化四)年		米田是容失脚。
一八五三(嘉永六)年六月		アメリカ合衆国東インド艦隊司令長官ペリー、浦賀来航。
一八五四(安政元)年三月		日米和親条約
一八五八(安政五)年四月		日米通商条約
一八六八(明治元)年		明治維新
一八七〇(明治三)年		実学派が復権し、熊本藩政改革がおこなわれた。
一八七一(明治四)年七月		廃藩置県
一八七三(明治六)年七月		地租改正条例。
十月		西郷ら征韓派参議下野。
一八七四(明治七)年		
一月		板垣、副島、江藤ら、民撰議院設立建白書を提出し愛国公党を設立。熊本でも宮崎真卿、崎村常雄らが民会の開設を説いた。
一八七五(明治八)年		
二月二二日		大阪に愛国社設立。
四月		宮崎八郎ら植木学校開校。
六月		宮崎八郎、地方長官会議に出席する安岡県令をおって上京、民会開設を要求。
新聞紙条例、讞謗律公布。		
六月ごろ、植木学校の民権グループ、山鹿、玉名郡高瀬町で集会。		
八月		安岡権令、植木学校の閉鎖を命令。
一八七六(明治九)年		
七月二〇日		熊本県臨時県民会開会。
一〇月二四日		神風連の乱。県令安岡良亮死亡。
この年、全国各地で地租改正反対の農民一揆がおこる。		
一八七七(明治一〇)年		
一月		地租軽減(二・五%へ引下げ)。

二月 県令富岡敬明から熊本県第七大区区长に任命される。

西南戦争期の動乱した世相のなかで政府軍（県当局）からも西郷軍からも独立し、私費を投じて郷備金の保管、警護にあたった。そのため四月に官兵の弾圧をうけ熊本裁判所において数回審問をうけたのち、九月まで長崎上等裁判所に五ヶ月間拘置された。（註7）

一月 前年の地租再改正（引下げ）により地租取立てが土地所有者未定のためできないでいた土地について、速やかに地主を決定するよう政府から各県町村に布達。海辺私築新地（干拓地）についてもこれを行うよう命ぜられたため、地先人民、築造主が対立。前田案山子は地先人民惣代に選ばれ地主権を主張。

一〇月 争議はひろがり、双方主張を譲らなかったため、決裁を県に求めた。県知事、大蔵省官吏が双方の間に和議協定を設けようとしたが、地先側は辞退し争議は高潮に達した。（註8）

この年、北岡内家に関する海辺新地についても「地主定め」の争議がおこったが、前田案山子も関与し、仲裁にあたった。

三月二十七日～四月二日 大阪江戸堀に開催された愛国社第二会に、前田案山子の長男、前田下学（相愛社）は、月田道春（同上）高橋長秋（観光社）とともに出席。

一〇月 私築海辺新地について和議成立。築造主を地主とするかわりに、政府は永小作たる地先人民に明治一〇年からかぞえて十七年間の免租を与えた。

この年に入った頃から、前田案山子は演説会を盛んに開催し、山約水盟会を組織した。（国友重章、立花小一郎、小山左司馬、大塚水哉、本田周一郎、広田止善、河原義太郎、下村允信、前田下学、前田金儀、田尻準次らが会員）（註9）

二月十五日 高瀬町の光蓮寺で山約水盟会の演説会が開催され、七十余名が出

・二月～九月 西南戦争
・民権党は協同隊を編成して西郷軍に呼応。二月二日には池辺吉十郎らも西郷軍に呼応し、健軍神社で熊本隊を編成。

・六月 土佐立志社、国会開設の建白をなす。

一八七八（明治一一）年
・五月 相愛社結成。社長、池松豊記、副社長、松山守善。

・五月二〇日 九州各地の民権結社、福岡の向陽社で連合会議を開催。

・九月一日 愛国社再興大会。（十一県四十六人参加）

一八七九（明治一二）年

・一月一日 植木枝盛、西海地方遊説の途次、熊本に到着。

・三月二十七日～四月二日 愛国社第二回大会。（十八県二十一社参加）

・四月二五日～六月三日 熊本県第一回通常県会開

会。

・五月二日～一四日 九州各社の連合社、福岡向陽社で開催。

・一〇月二六日 九州連合会、久留米で開催。

一八八〇（明治一三）年

・三月一五日～四月九日 愛国社第四回大会。（二

府二十七県二十七社参加）国会期成同盟と改称。

席。案山子は、その後も光蓮寺をはじめ各地で演説会をひらき、九州の有力民権家と交流した。（註10）

二月一四日 結成後まもない公議政党的遊説委員として、広田尚、有馬源内とともに佐賀、唐津へ赴く。副島種臣などの佐賀開通会、佐賀先憂社、唐津先憂社を訪問した模様である。

三月一二日 熊本区高麗門長国寺で開かれた九州改進黨の創立大会に公議政党员として出席。熊本の公議政党からは嘉悦氏房、池松豊記が議員となる。

九月一日～一二日 九州改進黨秋期会が長崎の下筑後町福濟寺で開催され、山田武甫ら十余名とともに出席。議長に選出された江口六蔵が病氣のため、前田案子がかわってこれをつとめた。

一〇月二六日 大阪の立憲政党（総裁中島信行）の客員、岸田俊子（のちの中島湘烟）が熊本を来訪。熊本区、八代町、鏡町、人吉町、宇土町で演説会をおこなった後、再び熊本へもどった。岸田俊子の遊説は結成後まもない改進黨が郡部の組織化を進めた時期にあたり、公議政党（改進黨）の組織にそっておこなわれ、とくに前田案山子の援助が大きかったようである。

十一月二六日 熊本改進黨の有志が託麻郡本山村興福寺で俊子送別の親睦会を開き、前田案山子も出席した。

十一月二八日 岸田俊子は熊本を出発し、玉名郡小天村湯之浦の前田案山子別邸に赴いた。同夜、前田別邸で開催された懇談会には五百余名が出席。二九日の学術演説会では俊子のほか前田金儀（安政五年三月一七日生、当時二五歳）平井貞太郎らが演説した。三〇日午後の親睦会では参会者の演説もなされ、なかには前田ツチ（案山子の三女、明治四年二月一九日生、当時十二歳）のような年少者の演説もあった。（註11）

前田ツチはのち、中国革命につくした宮崎滔夫（虎蔵、宮崎八郎の弟）の妻となる。

十二月一日 岸田俊子母娘は前田案山子邸を出発し、福岡へ赴いた。（註12）

一八八一（明治一四）年

・九月一日 紫漢会結成。

・一〇月一二日 国会開設の勅諭。

・一〇月二九日 自由党結成。

・一〇月 松方正義、大蔵卿となりデフレ政策をおこなう。

一八八二（明治一五）年

・二月九日 公議政党結成。忘吾会舎で創立大会がひらかれ、百四十余名が参加。

・三月一二日 公議政党が中心となり九州改進黨を結成。この年は熊本でも民権運動の高揚期であった。

・七月二五日 公議政党が分裂。実学派だけによって肥後改進黨が組織された。

・七月 壬午軍乱

・一〇月二一日 肥後改進黨は改進黨熊本本部と改組。

・一〇月 日本銀行開業。

・十二月 福島事件

二月一日 中江篤介(兆民)ほか五人が熊本を訪れ、一行は二八日から三日ごろまで小天村の前田案山子邸に滞在した。滞在中、兆民が「民約論」(「民約訳解」巻之一が同年一〇月二五日、日仏学塾から出版されていた)を講義したと伝えられている。(註13)

七月五日～六日 旧改進黨山鹿親睦会が山鹿町の光専寺で開催され、玉名から前田下学、植田耕太郎が出席。私擬憲法案取調委員の選挙についての協議がなされた。(出席者合計約五十名)

一八八三(明治一六)年
・一月二〇日 相愛社解社。
・三月二五～二六日 九州改進黨鹿児島大会
・九月～十一月 九州改進黨東北遊説。

一八八四(明治一七)年

・三月二三日 山鹿地方の旧相愛社員の親睦会
・四月一日 改進黨の親睦会
・五月 群馬事件
・五月一日～五日 九州改進黨福岡大会
・九月二三日 加波山事件はじまる。
・一〇月五日 九州改進黨人吉懇親会
・一〇月二九日 自由党解党。
・一〇月～十一月 秩父事件
・十二月 甲申事件

一八八五(明治一八)年

・五月九日～一〇日 九州改進黨久留米大会。百五十名参加。一〇日、解党決議文を可決し、「形而下ノ団結ヲ解キ形而上ノ交際ニ依リ愈々益々親睦ヲ図クスル」趣旨のもとに解党。既に、自由党が解党にむかう情勢のなかで、改進黨は明治一七年五月の福岡大会以来解党が論じ始められていた。熊本県議会では一七年に正副議長を紫涙会が独占し、一八年には民権派に近い立場をとっていた『熊本新聞』の発行部数が『紫涙新報』に初めてこされた。

・一月 大阪事件
・二月 内閣制度発足。

一八八六(明治一九)年

・三月 旧改進黨小倉親睦会
・一〇月二四日 星亨、中江兆民、末広重恭ら七人

一八八七年（明治二〇）

60才

一〇月六日 旧改進黨太宰府親睦会。福岡県太宰府本町小泉で開催。（出席者約四十名）前田下学、出席。政府の憲法作成準備過程に対抗して私擬憲法案について意見がかわされた。

このころ、九州鉄道の開鑿事業の創始に際して、前田案山子は鉄道会社株式加入推進運動にたずさわる。

三月二六日 次女ツナ、高道村の植田耕太郎と結婚。

七月二日 旧九州改進黨熊本親睦会が熊本区洗馬町都亭で開催され、前田案山子、前田下学、前田金儀、出席。出席者は約七十名。

八月下旬から井上馨外相による欧化政策、条約改正に対する反対運動が高まり、九月から十月にかけて「地租軽減・言論集会の自由・外交策の挽回」をスローガンとする三大事件建白運動が昂揚した。全国各県から選ばれた総代が上京して、元老院や内閣各大臣などに建白した。九州では熊本県から前田案山子、下学、福岡県から今村高、関常吉が総代として上京、建白をなす。

一〇月三〇日、三十一日 旧九州改進黨秋期親睦会が福岡県太宰府本町泉屋でおこなわれ、前田案山子、下学、植田耕太郎ら出席する。出席者、五十余名。七月の熊本親睦会で状況委員として上京し、丁亥倶楽部設立に出席した山田武甫、岡田孤鹿、熊本寿人らの報告があった。

十一月五日 有志大懇親会が東京鷗遊会でひらかれた。出席者総数は三百四十一名。熊本県から長塩亥太郎、高田彦太郎、石浦平三郎、植田耕太郎、木下四郎、前田下学、前田案山子、栗崎高俊、赤星龍雄、井上敬二郎が出席。（下段十一月二八日の項、参照）

十二月二六日 保安条例発令にともない、熊本県人では前田案山子のほか赤星龍雄、前田下学、近藤猪二郎の四名が東京退去を命じられた。

十二月二日～二四日 柳川の新宮境内懷月楼で行なわれた旧九州改進黨親睦会に前田下学とともに出席。（出席者約八十名）二四日、辻町二番地塚本卯一郎

が発起人となり、東京井生村楼で全国有志大懇親会が開催。出席者二百四名。熊本からは五名参加。

・この年から二二年にかけて鉄道など株式会社設立ブーム。

一八八七（明治二〇）年

・五月一日 全国有志懇親会。於、大阪中之島自由亭。二百三名出席。

・一〇月三日 後藤象二郎、七十余名の政客を東京芝公園の三縁亭に招き、丁亥倶楽部を設立。熊本からは山田武甫、松山守善、徳富猪一郎が出席した。

・十一月二八日 「三大事件」に関する檄文撒布のかどで、長塩亥太郎は井上平三郎（新潟県）らと共に捕縛され、翌年三月の公判で井上平三郎、井上敬次郎（熊本県）と共に禁錮一年六月、罰金百五十円を言い渡された。同罪で捕えられた者に北山作次郎（大分県）倉茂範良（新潟県）、貞方至信（長崎県）、赤星龍雄（熊本県）がいたが、赤星、貞方は無罪放免となった。

・十二月二六日 保安条例実施。五百七十名が皇居外三里の地に追放された。

一八八八（明治二一）年

・二月 樞密院設置。

・四月八日 熊本区洗馬橋都亭で旧九州改進黨熊本

一八八八年（明治二一）

61才

宅を会場に、前田案山子が議長となり、「政況視察の為各地に巡回員を出すの可否、政社設立の可否、並びに其方法、前二項に関する資金募集の方法」について協議した。

一〇月一四日 大阪新生楼で大同団結の大懇親会、全国有志大阪大会が開催され、三府三十二県、三百八十五名が出席。熊本県からは前田案山子、前田下学、日下部正一、吉田平太郎、虎口満が出席した。この大阪大会を契機に、のち大同派に属する前田案山子、多田作兵衛（福岡県）、菊地侃二（大阪北浜俱樂部）が協議して、三人の主導の下に連合運動を展開する。

一〇月二八、二九日 前田案山子、多田作兵衛、菊地侃二の主導のもとに旧九州改進黨は熊本県山鹿町で親睦会をひらき、鹿兒島をのぞく全九州から約五十名の参加者があつた。二八日の協議会では大同団結論者の菊地侃二、秋田の久保鎮作、長崎の横田虎彦などが演説をおこない、二九日には各県三人の委員を選出し、その中から大同団結のための委員を出すことを決め、大同団結の綱目や方法、委員の人選については翌年の大会で決めることになった。

十一月一六日 次女ツナ、植田耕太郎と離婚。

二月三日～二五日 旧改進黨熊本親睦会が開催され、前田案山子は山田武甫、嘉悦氏房、宗像政、高田露ら七名とともに熊本の県委員として出席。二三日、熊本区花岡山招魂社広場で大親睦会が行われ、参加者は二千八百余名にたつた。二四日には各県委員会が高麗門長国寺で開かれたが、開会後まもなく会議の性格を改進黨主義者の会合とみるか、前年十月の山鹿大会から連続する大同団結運動に参加する有志者の会合とみるかで議事が混乱。前田案山子、前田下学、池松豊記、広田尚らは山鹿大会との連続を主張した。議案起草委員会では規約案が作成され、会合の性格を改進黨主義者の連合会合とみなし、名称を「九州同志連合会」とした。二五日には各県委員五十六名が出席して委員会が開かれ、翌年四月東京で開かれる大同団結会には九州同志連合会の代表は出席しないことに決定。こうしてここに非大同派の九州連合同志会が発足した。前田案山子は以後大同派へ近づき、九州連合同志会からは離れていった。

大同団結の全国大会が東京でひらかれ、案山子が参加しようとした時、池松

親睦会が開かれた。参加者、百二十余名。

一八八九（明治二二）年

・一月 紫雲学会国権党結成。（総理、古莊嘉門、副総理、佐々友房、常議員、堀善三郎ら七名）

・二月一日 大日本帝国憲法発布。

・憲法発布にともなう「恩赦」により、福島事件、飯田事件、朝鮮改革陰謀事件、保安条例、新聞紙条例違反、秘密出版事件でとらわれた自由黨員が赦免された。星亨、石坂公歴らとともに秘密出版事件に連座した熊本の長塩玄太郎もこの時放免されている。

豊記と松山守善が案山子をひきとめた。二人の説くところでは、案山子が大同団結を唱えることには反対しないが、来年の衆議院選挙を十年間共に闘ってき、た県下の立憲の同志（旧九州改進黨）と共に闘うつもりなら、今、案山子が同志と離れ、ひとり上京することは、選挙戦を困難なものであるべきだ。しかし案山子が山田武甫や嘉悦氏房と共に戦うつもりならとやかくはいわない、その所をよく考えよ、と。これに対する案山子のこたえは、好意はあうがたいが、同志と分離しても中央政友の約束には背けない、涙をのんで同志と袂を分つほかない、というものだった。

四月下旬 大同団結全国大会が東京両国の中村楼で五日間ひらかれ前田案山子は議長をつとめた。四月三〇日、主義綱領起草委員会において政社組織を主張する河野広中らと、連合組織を唱える大井憲太郎ら非政社派が対立し、五月一〇日、政社派は大同倶楽部、非政社派は大同協和会を結成。前田案山子は大同倶楽部の仮常議員となり、河野広中、大江卓、大石正巳、末広重恭らとともに事務主任者に選出された。

六月一六日 前田案山子と前田下学は東海道諸県を遊説することに決定。

夏、条約改正中止運動が全国的におこった際、前田案子は熊本で同志に謀り、条約改正中止建白書を元老院に提出。また上京中には、非条約改正者の演説会に参加した。

一二月二〇日 三十三府県百八名が大阪に集まり、大同倶楽部の臨時大会が開かれた。熊本からは前田案山子、前田下学、長塩亥太郎、木原千楯が出席し、前田案山子が議長をつとめた。大会の残務を整理するため、大阪に数ヶ月間滞在。大同倶楽部の委員として板垣退助に面会し、板垣の愛国公党（明治三三年五月五日結成）を組織する動きに対して非をのべた。

この年、宮崎滔天、イサク・アブラハムを案内してくる。

（滔天、前田ツチを識る）

・夏、大隈外務大臣の条約改正案が成り、その中止論が全国に囂々とおこる。

・八月一五日 大同倶楽部、大同協和会、保守中正派、『日本及日本人』政友、紫雲会、玄洋社などの働きかけによって非条約改正委員会を開く。

・一〇月一八日 大隈外相遭難事件

・一〇月二一日 条約改正の中止決定。

・一〇月二四日 黒田清隆内閣総辞職。

・一〇月二六日～二七日 長崎瓊林館において九州連合同志会長崎委員会開催。出席者は改進黨が大部分で条約改正中止論者は少数だった。会場では条約改正に就ての演説は一切禁止された。熊本からは山田武甫、佐藤信邦が県委員として参加。そのほか宗像政、江島実太が出席。

・一二月一九日 板垣退助、旧自由黨員との懇親会を大阪で開き、愛国公党組織の方針を発表。同日、大同協和会は別に自由党再興の方針を決め、一二月二〇日、大同倶楽部も愛国公党不参加を決定。

大阪から熊本に帰県し、熊北大同倶楽部を組織して同志の結合を強化することにつとめた。

四月一日～七月三十一日 東京の上野公園旧寛永寺本坊跡で第三回内国勸業博覧会が開催。

五月 前田案山子、『第三回内国勸業博覧会 縦覧 必携』刊行。（註14）

六月一〇日 前田案山子は独立自由倶楽部を組織。国権党と交流をなす。

七月一日 第一回衆議院議員選挙に際しては、大同団結と旗を挙げ、国権党と連合運動を展開。第一区（熊本区、飽田、託麻、宇土各郡、定員二名）から立候補し、佐々友房（一二三八票）について当選した（一二七一票）。

一八九〇（明治二三）年

・四月一五日～一八日 九州連合同志会鹿児島委員会開催。熊本からは宗像政、田中賢道が県委員として参加したほか、四名の改進黨員が出席。この会で九州連合同志会は立憲代議政体の実を挙げるため、歴史的感情的対立を排して、広く全国の進歩主義の団体（自由党、立憲改進黨、大同団結、愛国公党、その他進歩主義をとる者）との連合により、民党の結成をはかることを各党派によびかけた。その後九州連合同志会は事務所を福岡市に定め、各県政社から常議員を選出した。熊本県の党議員は、改進黨の山田武甫、嘉悦氏房、宗像政、高田露、古莊幹実、田中賢道である。

・五月五日 愛国公党組織大会を開催。板垣退助は、自由党、大同倶楽部との三派合同を望むと演説。

・五月一四日 三派代表、合同を決議。

・五月末 九州連合同志会は委員を派遣し、各政党の連合を達成しようとした。熊本の田中賢道、山田武甫のほか四名の委員は五月二九日、大阪に会合し、大井憲太郎、河野広中に面会。さらに神戸で板垣退助に面会後、上京して庚寅倶楽部、改進黨本部を訪問。

・七月一日 第一回衆議院議員選挙。熊本県（定員八名）では国権派六名（得票率54%）、民権派二名（得票率46%）が当選。

・七月 九州の民党勢力、九州同志会を結成。

・八月二三日 旧自由党、旧大同倶楽部、旧愛国党、旧九州同志会、立憲改進黨の各派有志が会合し、合同問題を討議した。

一八九二年（明治二四）

64才

一月二〇日 前田案山子は稲垣示、山際七司、佐々友房、頭山満、井上角五郎、遠藤秀景、前田下学、安岡雄吉、上野安太郎、広瀬千鷹、木下助之、紫藤寛治、陸奥、森肇、宇陀太郎、堀善三郎、綾井武雄、末広重恭、秋山小太郎、南磯一郎、古莊嘉門と、国民自由党を結成。党本部を東京市芝区南佐久馬町一ノ二におく。常務員は前田下学、事務員は三串訓美、今坂強哉。（註15）

一月二七日 第一回通常帝国議会で前田案山子は議院第一部部長に選出される。

一月二二日 第二回通常帝国議会で前田案山子は議院第三部部长に選出される。

一月一六日 前田案山子は鵜飼郁次郎、綾井武夫と、「条約改正ニ関スル建議案」を提出。（註16）

この年、三女ツチ、宮崎滔天と結婚。（二月一五日、入籍）

二月一五日 前田案山子、第二回衆議院議員選挙には立候補せず。

秋、明治一二年に海辺新地（干拓地）の築造主（地主）と地先人民（小作人）との間に取りかわされた十七ヶ年期限免租の期限が迫ったので、六郡旧八十三ヶ村の村民は免租年をさらに延期するため忘吾会舎で大会を開き、海辺私築新地免租委員として上野真澄、松岡長寛、前田案山子の三人を選んだ。

一〇月二二日 侯爵細川護久家扶、高嶋義恭が「私築海辺新地免租延期之儀ニ付願」に「熊本県飽田郡沖新村側開新地収支計算書」を添えて県知事松平正直に提出したのにつづき、一〇月二三日、上野、松岡、前田の三委員は「海辺私築新地免租延期請願書」を県知事に提出し、明治二十七年以降さらに三十三ヶ年

・八月二五日 立憲改進黨を除く各派が立憲自由党を組織。

・一月 九州と北陸の大同派の一部は、立憲自由党から分離し、国民自由党を結成。

・一月二五日 第一回通常帝国議会召集。

・一月九日（翌年三月七日）第一回通常帝国議会開催。

・一月三〇日 教育勅語発布。

・この年、最初の恐慌。

一八九一（明治二四）年

・一月 内村鑑三事件

・五月 大津事件

・一月二六日（二月二五日）第二回通常帝国議会開催。

一八九二（明治二五）年

・二月一五日 第二回衆議院議員選挙。民党優勢という全国的傾向とは逆に、九州における民党運動（九州連合同志会—九州同志会）の中心であった熊本と福岡で民党は敗北し、国権派が勝利をおさめた。
（熊本での国権派対民党の選挙結果は、得票数で58%対42%、当選者数で七対一）

・一〇月二四日 上益城下益城郡長園田行真、八代華北郡長松崎欣哉、飽田託麻宇土郡長光永弘道、玉名郡長新美吉孝が「新地免租延期上願副申」を県知

一八九二年（明治二五）

65才

の免租延期を願ひ出た。

一月二四日 高嶋義恭が「私築海辺新地免租継続之儀ニ付再願」を県知事に提出したのにつづき、一月二五日、上野、松岡、前田の三委員は再度、「海辺私築新地免租延期之儀ニ付再願」を県知事に提出した。

二月から翌年二月にかけて三委員と高嶋義恭は上京。東京で、大蔵大臣、次官に面会し、陳情にあたった。

一月 上野、松岡、前田の三委員は二万字からなる膨大な「海辺新地免租延期請願ニ関スル陳情書」を三たび県知事に提出。

二月五日 上野、松岡、前田、高嶋、東京から帰郷。

二月一日 忘吾会舎で六郡地主総代を会集し、上京中の経過報告をおこなう。地主、小作人たちもそれぞれの地で運動を展開した。

三月七日 六郡の地主総代が県庁に出願し、収税長山形修人に面会。陳情のうえ請願書の回答を求めた。三月七、八日の両日、六郡地主総代が忘吾会舎で協議会をひらき、再度、前田案山子を上京させ、請願運動をなすことを決議した。

三月中に前田案山子は案山子個人名による「海辺新地免租延期請願ニ関スル再陳情書」を携えて再度上京。国会議員などに運動した模様。

このころまでに次女ツナは熊本区山崎町出身の永鹽（長塩）亥（猪）太郎と同居。（明治二九～三〇年ごろ離別）

六月一八日 上野、松岡、前田の三委員は「海辺民築新地之内華士族所得権ニ係ル分賠償御辞令享」を添えて県知事に提出。

事に提出。

・一月八日 県知事松平正直は「海辺私築新地免租延期願之件詮議ニ及ヒ難シ」との回答を下した。

一八九三（明治二六）年

・四月二四日 県知事松平正直より「明治二五年一月二五日附再願海辺私築新地免租延期願之件ハ詮議ニ及ヒ難シ」との回答が下る。

一一月二日 三委員の請願により、六郡旧八十三ヶ村は、三十三年免租を獲得した。 二月二七日から翌年一月一四日まで、前田案山子が顧問となり、前田下学、前田金儀を委員として、北岡内家郎と地主未定地の協定談判がおこなわれた。	一八九七年 (明治三〇)	70才
二月二七日、八日ごろ、夏目金之助 (のちの漱石)、熊本第五高等学校の同僚、山川信次郎とともに小天湯ノ浦の前田案山子別邸 (現「漱石館」) を訪れ、翌年一月三、四日まで滞在。 (漱石、前田ツナを識る。) 八月か九月にも漱石は狩野享吉、山川らと前田案山子別邸を再訪し、附近の岩戸観音や鼓ヶ滝などを見物した。これらの体験をもとにのち漱石は明治三九年、名作「草枕」を執筆した。 (『新小説』九月号発表) 明治三一年度の前田案山子の所得額は六百二十円。 前田家にお家騒動勃発。親子兄弟が二派に分れて争い、翌年には裁判沙汰となった。本家は下学、清人 (明治三三年病没) が継ぎ、前田下学は東京に移住。他の弟妹は隠居した前田案山子に従って分家した。長年の政治運動で財産の半ばを失ったうえこの騒動によって家運大いに傾く。	一八九八年 (明治三一)	71才
前田家にお家騒動勃発。親子兄弟が二派に分れて争い、翌年には裁判沙汰となった。本家は下学、清人 (明治三三年病没) が継ぎ、前田下学は東京に移住。他の弟妹は隠居した前田案山子に従って分家した。長年の政治運動で財産の半ばを失ったうえこの騒動によって家運大いに傾く。	一九〇一年 (明治三四)	74才
七月二〇日 前田案山子没す。辞世の歌「父母のかたみの此の身清らかに、みがきおさめて帰るふるさと」墓所は小天湯ノ浦の旧前田案山子別邸 (現「漱石館」) の裏山にある。	一九〇四年 (明治三七)	77才

一八九四 (明治二七) 年
 ・八月一日 日本、清国に宣戦布告。日清戦争はじまる。

一八九五 (明治二八) 年
 ・四月 下関条約調印。

一八九七 (明治三〇) 年
 ・二月 貨幣法公布 (金本位制確立)
 ・八月二日 孫文、米国から横浜に到着。
 ・この年、下半期は凶作、恐慌。

一八九八 (明治三一) 年
 ・六月 日本で最初の政党内閣、隈板内閣成立。
 (十一月まで)

一九〇〇 (明治三三) 年
 ・九月 立憲政友会結成 (総裁、伊藤博文)

一九〇二 (明治三五) 年
 ・一月 日英同盟調印

一九〇三 (明治三六) 年
 ・四月六日 宮崎民蔵、土地復権同志会結成。

一九〇三 (明治三六) 年
 ・十一月 堺利彦ら平民社設立。

・十二月 黄興、張繼、宋教仁ら、長沙で華興会結成。また東京で 中国革命同盟会を結成し、機関誌『民報』を発行した。 (註17)

一九〇四 (明治三七) 年

・二月一〇日 日本、ロシアに宣戦布告。 (日露戦争。翌年九月ポーツマス条約調印)

〔附記〕 本稿は主に『小天郷土史』（一九五三年小天村公民館発行）、

「前田案山子氏略伝」（一八九〇・明治二三年六月二十四日『九州日日新聞』）「紫浪会国権候補者の略伝」を基礎資料とし、前田佑子氏保存で『小天郷土史』原稿の一つと推定される草稿（『草稿』と略記）および『衆議院議員候補者列伝一名帝国名士遺伝第二篇』（一八九〇年五月、六法館発行、『列伝』と略記）を参考とした。『列伝』との異同や『草稿』記事、その他による補足は以下の註で示した。その他、これらを補うものとして、資料3の『前田案山子翁頌徳壁』とその異伝「前田案山子翁頌徳碑」（草稿、前田佑子氏保存）がある。

（註記）

（註1） ▲幼ニシテ気節高ク学ヲ福嶋某ニ受ク当時某家塾ヲ分チテ文学武術ノ二科トナス君日々其門ニ遊ヒ曾テ一卷ノ書史ヲ繙カス唯タニ終日武ヲ練リ勵精倦マス父惟鑑切ニ其ノ利害ヲ説キ戒メテ文学ヲ習ハシム聴カス聞責甚タ急ナリ兄三郎右衛門父ニ諫メテ其ノ好ム所ニ從ハシム遂ニ元服シテ名ヲ覺之助ト改メ剣ヲ三東某ニ槍ヲ富田某ニ算ヲ牛嶋某ニ就テ学フ三氏ハ熊本藩中ノ師範タリシナリ君十八歳ノ比ニ至リ武芸算法衆ヲ庄倒シ而テ其長技ハ槍術ニ在リ（『列伝』）

（註2） ▲廿歳ノ頃藩中始ント敵手ナキニ至ル藩主細川侯一日君ヲ召シ其妙技ヲ觀ル家老松井氏ノ重臣某槍術ヲ以テ名アリ呼テ之ニ当ラシム（『列伝』）

（註3） ▲四十余歳ニ及ンテ自カラ文字ノ乏シキヲ憾ミ儒者ヲ自宅ニ聘シ講字頗ル務メ学理ノ一般ニ通ス明治維新ノ際武術ヲ以テ藩主ノ側備ニ充ラレ他行ヲ許サレス偶々歳頻リニ饑ユ君之ヲ救恤スルヲ屢々ナリ（『列伝』）

（註4） ▲（明治）六年郷里ニ私学校ヲ興シ柳川人儒者志賀巽軒翁ヲ聘シ学校ヲ起シ以テ大ニ子弟ヲ教導セリ之ヲ蒙正館ト名ク（『列伝』）

▲其学生中ヨリ田尻準次、前田金儀、田尻才次郎、田尻金歳ヲシテ小学生徒ノ教授ヲナサシム（『草稿』）

（註5） 『列伝』によれば案山子は明治七年、熊本で宮崎真卿、崎村常雄らが民会開設を説いた時点から民会開設の運動に参画したとある。

（註6） ▲案山子公選セラレテ議員トナリ区戸長ノ公選論ヲ主唱シ之ヲ県令ニ建

議ス県令之ヲ拒否ス県民為メニ沸騰シ到ル処暴民蜂起ノ有様ナリシガ此ノ時ニ当ツテ神風党ノ變アリ民心動揺シ到ル処区戸長ノ民選ヲ唱へ或ハ区役所ヲ襲撃シ或ハ戸長役場ヲ破壊シ殆ント竹槍席旗ノ状勢ナリシカ案山子人民ヲ慰諭シ穩ニ詰所ノ諸帳簿ヲ人民ニ調査質問セシメテ役員ノ不都合アルモノハ其責ヲ明カニシ其職ヲ辞セシメ其処置ノ公明ナルヲ聞キ伝ヘ四隣ノ人民案山子ヲ招聘シ案山子ノ説論ニ依ルモノハ悉ク平穩ニ治マリシカハ當時ノ県令富岡敬明案山子ノ徳望ヲ感シ明治十年二月十七日突然熊本県第七大区々長ヲ命ス（『草稿』）

▲暴民ノ首魁者君ヲ訪ヒ切ニ大事ヲ挙ゲンコトヲ謀ル君聴カス之ヲ慰諭シ遂ニ人民ノ最寄々々二一ノ組合ヲ定メ一組数名ノ委員ヲ撰定セシメ委員數十人ヲ蒙正館ニ集合シ議會ヲ組織シ投票ヲ以テ議長ヲ撰出シ日ヲ期シテ区戸長ノ答弁ヲ要求セリ時ニ区戸長皆宿病ト称シ書記田尻勢八ナルモノヲシテ代理トシ区戸長役場ノ諸帳簿ヲ携ヘ会場ニ臨マシム此ニ於テ君ハ其委員ヲシテ審ニ質問セシメ区戸長ノ失体ヲ露白シ漸ク人民ノ不平不満ヲ鎮静スルヲ得タリ當時区戸長總テ其職ヲ辞シ事全ク平ケリ而テ乱平クノ後県令其ノ暴民ヲ処刑ス則チ掘善三郎田尚ノ諸氏皆拘留セラル悉ク罰金ニ処ス特リ君ノ旗下ニ集マル者ハ終ニ一人ノ刑罰ニ罹リシモノナシト云フ而シテ君モ亦其難ヲ免カレタリ（『列伝』）

（註7） 『小天郷土史』二七一、二七二頁参照。また『草稿』には次のようにある。

▲反軍將松野一三、城一郎、深野一三等、屢案山子ニ迫マリ金貨ヲ反軍ニ提供センヲ以テ案山子之ヲ拒絶ス兵力ヲ以テ之ヲ強ユル再三案山子之ニ応セス既ニ大事ヲ惹起セントス反軍ノ總大将池辺吉十郎一書ヲ案山子ニ致シテ面談ヲ求ム其書ニ曰ク

御職務ノ御繁忙之程拝察致候變動ニ就テハ人民保護之儀極要務ニ候処ニ三大区ハ御同勤申談既ニ各小区ニ鎮撫兵ヲ以テ巡邏致サセ、御内家ヨリノ御助力ニテ窮民救助方モ相整ヒ漸々安堵ノ場ニ相成申候右保護辺ノ儀夫々御処置相整居申候トハ存候得共至急御面談仕度儀間此状着次第春日村熊本隊本陣迄御出被下度此段得御意申候也

三月八日

前田案山子様

池辺吉十郎 印

二仲 此紙面御持参其趣番兵へ御申述被成候へハ無異儀御通行出来申候以上（中略）『小天郷土史』に同じ）

池辺ノ要談ハ彼ノ郷備金ヲ軍用ニ提供セシムルニアリテ県内各郷ノ備金ハ各区長ニ於テ皆本隊ニ預ケ入レタリ貴大区ノミ未ダ其運ニ至ラザルヲ以テ此際速ニ持參セラレ度トノ要旨ナリ（中略―同前―）四月十五日熊本城聯絡シ反軍敗走スルヤ案山子反軍ニ加担セントノ疑ヲ以テ臨時裁判所ニ召喚セラレ監獄ニ留置セラレ後長崎ニ移サレ案山子ノ郷備金及諸公簿ヲ保護（一字不明）ルニ自費ヲ以テシ（一字不明）モ失ハス前区长等ト立合封印ノ儘金貨二万円余ヲ保全シタル誠意ヲ認ラレ四月十五日ヨリ向百六十七日ニシテ無罪放免ヲ以テ帰邸セラレタリ

『草稿』

《此年（引用者註―明治九年）秋九月熊本神風党乱ヲ起シ熊本鎮台ヲ襲撃シ種田少將ヲ殺シ士官兵士數百人ヲ屠リ県令安岡良介氏ヲ自宅ニ斬リ神風党皆ナ自刃シ県下為メニ騒然タリ君乃チ之ヲ聞キ刀ヲ携ヘ旧藩主細川侯ノ邸ニ伺候シ帰途鎮台兵ノ為メ捕ハレ已ニシテ免サル

十年一月県令富岡敬明氏君ヲ挙ケテ区长トナス君再三之ヲ辞スレトモ容レラス終ニ其任ニ就ケリ越テ二月西郷隆盛兵ヲ挙ケ大勢數万熊本県下ノ志士池辺吉十郎宮崎真卿中津大四郎ノ諸氏各兵ヲ唱ヘ西郷ノ軍ニ応ス此ノ時ニ當リ九州諸國ノ人心恟々物情騒然タリ乱ニ応セサル者ハ斬テ以テ唱フ君区长ヲ以テ高瀬ニ在リ主トノ局外中立ヲ唱ヘ区内人民ヲ鎮撫ス区民來リ集マル者數百人皆死生ヲ共ニセント誓フ君子弟數百人及ヒ区内人民ヲ率ヒ共有金數万円及ヒ区内ノ諸帳簿ヲ携ヘ玉名郡小天村落ニ屯シ蒙正館ヲ以テ本陣トシ自ラ財ヲ抛テ以テ其用ニ供シ区内人民ヲ保護セリ

此ノ時ニ當リ全県下各地ニ盜賊横行シ暴掠ヲ逞ス士民塗炭ニ苦ミ或ハ饑饉ニ陥入ル者算ナン君之ヲ聞キ且ツ愁ヒ且憤リ其子弟ヲ指揮シ保護頗ル努ム而シテ官軍賊軍戦ヒ日ニ熾ナリ官軍高瀬ニ勝ヲ制スルヤ肥薩ノ兵皆ナ拳ツテ西山ニ退キ固ク之ヲ守ル（西山ハ熊本城ノ西北ニシテ君カ屯營ノ地ナリ）薩軍ノ將川崎助左衛門手兵ヲ率キ以テ小天ニ陣シ頻リニ救兵ヲ君ニ求ム君皆肯セス時ニ熊本兵ノ將師等モ亦タ屢々出軍ヲ迫リ且共有金數万円ヲ軍用金ニ供センヲ請フ君又之ヲ聽カスシテ拒絶ス賊將皆怒リ流言ヲ放テ曰ク前田君ハ陽ニ局外中立ヲ唱ヘ陰ニ官兵ニ通スト之ヲ本陣ニ報シ將ニ兵ヲ發シテ之ヲ攻メントス永山多嘉喜氏（君ノ親類）熊本本陣ニアリ之ヲ聞テ昼夜兼行君ノ許ニ至リ其急ヲ告ケ且ツ其需メニ從フノ得策タルヲ説ク君笑テ之ニ応セス熊本隊ヲ發シテ君ヲ撃タントスルニ臨ミ池辺吉十郎氏書ヲ君ニ寄セ兵ヲ率キテ熊本本陣ニ來ランヲ請フ蓋シ池辺ノ意志タルヤ君若シ來ラスンハ直ニ兵ヲ發シテ之ヲ撃タン若シ來ラハ迫テ之ニ応セシムヘシ而シテ

聴サレハ之ヲ殺サント軍議畧ホ内決シ此ニ蒼率書ヲ馳セテ君ヲ促シタルナリ君即夜潛ニ單騎本陣ニ至ル蓋シ旗下ノ兵士一人ノ之ヲ知ルモノナシト云フ此ノ時君ノ一身ハ殆ント蛆上ノ魚ノミ君果シテ生キテ帰ルノ意思アリシヤ否ヤ君自若平生ニ異ナラス本陣ニ至ルヤ名刺ヲ通シ將師池辺吉十郎氏ニ面接ヲ求ム兵士迎ヘテ之ヲ一室ニ曳ク兵士數十人敵ニ君ノ左右前後ヲ困ム而シテ福田抱一等ノ諸氏兵士ヲ統率セリ（両氏ハ此ノ時君ノ答弁ニ依リ直ニ兵士ヲ指揮シテ之ヲ殺サントノ意ナリ而シテ君神色自若議論明晰聞然スル所ナク終ニ其意ヲ果ス能ハス後チ君ト殆ント兄弟ノ交誼ヲナセリト云フ）暫クアリテ池辺吉十郎氏席ニ就キ熊本隊各地ノ報告書ヲ出シ君ニ示シ其実ヲ訴フ君從容トノ其虚構ヲ弁シ却テ兵士ノ不義ナルヲ詰ル且ツ曰ク余ハ区长ノ職ニアリ区内人民ノ平安ヲ保護スルハ余ノ任ナリ故ヲ以テ敢テ軍事ヲ談スルノ要ヲ知ラス然レ足下ハ余カ同郷ノ友ナリ而シテ足下等ハ切ニ國家ノ急弊ヲ救ハントシテ兵ヲ拳クルニ至ル何ソ先ツ我兵ノ狂暴ヲ制セサルヤ足下義ニ拠リテ民ヲ撫スノ志アリ赤心國家ニ報ノ他ナクンハ誰カ敢テ足下ニ背カン足下民心ノ帰スル所トナラハ余ト雖足下ノ論ニ服スル豈ニ等閑ナランヤ此ノ時ニ至ラハ余モ足下ノ言ヲ待ツモノナランヤ然レ足下疑フハ誤ナリ將士ノ暴ハ右スルヲ得サルヘシト池辺沈黙稍久シテ曰ク吾レ足下ヲ疑フハ誤ナリ將士ノ暴ハ請フ之ヲ恕セヨト其夜池辺ノ本陣ニ一泊シ翌日独リ帰營セリ君カ發スルニ臨ンテ家人ヲ初メ旗下ノ士ニ知セス單身軍中ニ至ル者ハ諱シ君ノ決心ノ在ル所ヲ知ルニ余アラシ

池辺吉十郎氏ノ家ハ玉名郡横嶋ニアリ君ト一里余程ヲ隔ツ偶々横嶋ノ地ハ官軍ノ有トナリシヲ以テ池辺ノ老母及妻并ニ男吉太郎二男連次郎屢須摩ノ五人ハ横嶋ヲ逃レテ君ノ家ニ潛匿ス偶々池辺氏ノ兵ヲ向テ君ヲ撃タントスルノ際ハ池辺ノ家族皆君ノ家ニ潛ム而シテ池辺氏ヲ初メ人ノ之ヲ知ルモノナシ君カ熊本本陣ニ至ルノ際池辺ニ向テ絶テ其事ヲ言ハス後其家族ノ言ヲ聞キ始メテ其実ヲ知り池辺氏大ニ之ヲ徳トセリト云フ君ノ營所ト墨ヲ陳ネテ薩將川崎助左衛門氏ノ陣營アリ一夜君ノ旗下ノ士誤テ小砲ヲ發ス薩軍狼狽ス直ニ君ノ營ヲ囲ミ將ニ発砲セントス君遠藤真太郎ヲシテ之ヲ諭解セシメント欲ス薩軍聽カス君ノ旗下ノ士大ニ薩軍ノ暴ヲ憤リ戦ハント欲ス君起テ之ヲ慰撫シ自ラ薩ノ營所ニ至リ之ヲ和解シテ事煥ムヲ得タリ

両軍ノ戦争結ンテ解ケス君ノ旗下頗ル倦ム所アリ護衛スル所ノ人民共有金數万円ヲ分取セン事ヲ謀ル者アリ事漏ル前田下學其主唱者ナル某ヲ縛シ同謀者ヲ詰ル某言ハス下學之ヲ斬テ四象ニ唱エント欲シ之ヲ君ニ告グ君之ヲ庭前ニ引キ自カラ立

テ其縛ヲ解キ泣テ論ノ曰ク汝等余ニ從ヒ此ノ慘境ニアリ味噌ヲ嘗メ粟ヲ食ヒ常ニ寢食ヲ安シセサリシ數月余ハ其絶ヘ難カラシヲ察スルナリ余モ之ヲ思ヒ審フ所ノ者ハ皆地テ其用ニ充ツルト雖一己ノ資ヲ以テ數百ノ同志者ノ用ニ充ツ到底及フ能ハス而シテ戰亂何ノ日ニ定マルヲ知ラス余ハ汝等ノ忍フ能ハサルヲ察スルナリ然リト雖モ余カ汝等ト共ニ一身ヲ犠牲ニ供シテ他意ナキモノハ一ニ人民ノ為ヲ謀ルニ在ルノミ該共有金ハ人民ノ膏血ニシテ人民非常ノ備ナリ人民非常ノ際ニ於テハ之ヲ抛シモ可ナリト雖モ此レ則チ人民ノ協議ヲ經サルヲ得ス況ンヤ余等身ヲ以テ民ヲ護スルノ任ニ當レリ焉ノ其用ニ充ツルヲ得ンヤ余等今日ニ至ルマテ死地ヲ踏テ猶賊兵ノ要求ニ応セス此金ヲ保全スル者ハ唯義ヲ重スルニ在ルノミ願クハ人民ノ為メニ暫ク忍フ可カラサルノ境ヲ忍ヘト某流涕謝シテ曰ク閣下ノ洪恩ヲ以テ死ヲ免ス唯此一命閣下ニ提ルアルノミト後チ一人ノ不平ヲ唱フル者ナカリシト

薩肥ノ軍敗レテ人吉ニ退クニ及ンテ官軍君ノ營ヲ囲ム數重君福嶋真郷遠藤真太郎小山某ノ三氏ヲ從ヘ官軍ノ陣營ニ至リ其局外中立ノ意ヲ通ス官軍之ヲ嫌疑シ君及ヒ福嶋遠藤小山ノ三氏ヲ熊本城内ノ獄ニ囚ス尋テ前田下學ヲ捕ヘ同ク獄ニ下ス數月ニシテ福嶋遠藤小山ノ三氏放免セラレ君ハ長崎ノ獄ニ送致セラレ數月ノ後終ニ特免セラレタリ君免サレテ國ニ帰ル区内ノ人民相識シ君ハ身ヲ以テ人民ヲ保護シ併テ共有金數万円ヲ保全セリ此レ皆君ノ賜ナリトシ數千金ヲ集メテ君ニ贈リシト云フ

君ノ獄ニ囚セラレ、ノ前ニ於テ永山熊雄氏ヲ呼ヒ一封書ヲ与ヘテ曰ク他日軍用金ヲ受取ラントセハ余ノ手形ヲ請求セヨ漫リニ渡ス勿レ且金ヲ渡スノ際ニ於テ此封書ヲ開ケト後其言ノ如クス則チ君力旗下ノ士ニ保護セシメタル金庫ハ中ニ沙石ヲ換ヘ正金ハ皆封印ノ儘厨ノ肥料壺ノ傍ニ埋メアリシ而シテ一封ノ書ニ其事ヲ認メ万一賊奪ヒ来ルトモ正金ハ後日人民ノ手ニ歸センコトヲ慮リ此事ヲ予画セラレシトナリ

乱後熊本県令窮民ヲ救助ス人民ニ謀ラス共有金ヲ出シテ其用ニ充ツ共有金ハ人民ノ非常備ナルヲ以テ皆金貨若クハ古金ヲ集メアリシ県令富岡敬明氏後之ヲ紙幣ヲ以テ下渡シタルヨリ人民憤激シ君ヲ推シテ委員トナシ之ヲ大審院ニ上告ス終ニ金貨モ紙幣ト同一ノ通貨ナリ云々ノ判決ヲ以テセラレタリ今尚ホ人民ニ不服ノ感情アリト云フ

（『衆議院 候補者列伝一名帝國名士叢伝』 明治二十三年五月 六法館 發行）

（註8） 『熊本県开拓資料』（65年九州近代史料刊行会）8頁「海辺私築新地免租延期之儀ニ付再願」による。『小天郷土史』では明治十三年のこととあり、『草稿』では、「明治十二年海辺民築新地ノ地主定メナル事件アリ案山子氏ハ地先人民ノ惣代トナリ之ニ尽力セラル」とある。

（註9） 『明治十三年九州各県ノ同盟ヲ企テ立花小一郎、橋爪太郎、野田卯太郎（筑後）下村充信、川原儀太郎（佐賀）国友重章、大塚水哉、本田周一郎、広田止善、田尻準次、小（？不明）司馬、前田金儀、要大次郎、池松豊記、友成正、佐々友房、高橋長秋、美濃部殿夫、田尻端、前田（二字不明）、福岡、熊本、佐賀ノ有志七十余名首唱者トナリ高瀬町ニ本部ヲ置キ山約水盟会ト称シ案山子ヲ會長トナシ国会開設ノ議ヲ唱導シ毎月二回ノ会日ヲ定メ演説会ヲ開キ与論ノ喚起ヲ努ム』（『草稿』）

（註10） 『県下玉名郡高瀬駅ニ於テ山約水盟会ヲ開設シ所謂連合親睦会ノ主意ヲ以テ親光社相愛社ヲ初メ筑後、三池郡、山門郡、其他肥後ニテハ玉名、山鹿ノ各郡士族平民ヲ問ハズ數百人会合シ公会演説ヲ高瀬、山鹿等ニ開キテ大ニ県勢ヲ振興シ亦タ以テ國家今日ノ氣運ニ応ズル所アラントス』

（『近事評論』 No. 253 明治二十三年三月八日）

（註11） 二九日の學術演説会の演題は次のとおり （『熊本新聞』明治一五年）

岸田 俊子「富貴ハ断テ不知浮雲他」

「唯古ヲ墨守ス可カラス」

前田 金儀「智識進歩セサル原因ヲ説ク」

東 猪一「意ノ如クナラサル原因ヲ説ク」

平井貞太郎「可戒怠惰」

（平井貞太郎はのち大江義塾に学ぶ）

前田ツチの演題は「學問ヲ勸ム」、その他、田尻久馬（當時十二歳）も「安樂ハ勞苦ノ花」と題シ演説をおこなう。

（註12） 現在、小天湯ノ浦の田尻家には次のような岸田俊子の詩が保存されてい

△妾、去浪華、家万里 小天、君住水之隈

深春、香残梅花多 不薰黄鶯驚破木

(註13) 現在、同じく小天湯ノ浦の田尻家に、「轉轅々々」という兆民の書が保存されている。

(註14) 国立国会図書館蔵の同書「奥付」は次のとおりである。

明治廿三年五月廿一日出版 定価拾銭

発行人 東京市芝区桜川町二番地 鈴木恭信(が抹消され、)
兼編輯者 東京市神田区猿樂町十三番地 前田案山子(一人の名
となっている。)

印刷 東京市神田区五軒町八番地 林 信

一手大 東京市下谷区練堀町六十二番地 土橋 與吉
販売元

同 同 神田区錦町二丁目四番地 同番地 矢島鉄八郎

大取次所 同 小石川区指ヶ谷町五十二番地寄留 河西 喜市

同 群馬縣利根郡古馬牧村三十二番地 鹿兒島県土族 小倉 謙吉
登坂 多助

注『第三回内国勸業博覧会縦覧必携』の「目次」は次のとおりである。

縦覧人の概則

。入場券売捌所

荷物取扱所

。開場中の日曜表

縦覧人の出入口

。通用門

三橋より会場を見る景況

公園の大略

。大路の右

大路の左

坂下より表門及西中門事務局に至るの道筋

摺鉢山より東門に至るまで

入場の順序

。各館の構造

会場の列品を買ふの手續

。会場及周囲の坪数

中門より各館を望む概況

。官の建物

。門の在処
。各館の建坪
。農林館
。水産館
。参考館
。第一本館
。第二本館
。第參本館
。第七本館迄

。廁及瓦斯燈
。各館出品の區別及有名品
。機械館
。美術館
。職員録
。第四本館
。第五本館
。第六本館

(註15) 現在、前田下学の孫、前田佑子氏のもとに本文中に記した人々の連名になる「国民自由党趣旨書」の原稿が保存されている。以下、これを引用する。

△国民自由党趣旨書

列国競争の甚しき今日に当り吾人は如何にして日本の独立を維持し其の権力を擴張す可き、政治上の疑問は此の疑問より重且大なるものあらざるなり、吾人固より進歩を主とす吾人固より自由を尚ふ然れども吾人は真正進歩及真正の自由を希望するものなり、宇内に一國民を建つるものは外に對して其特性を養ひ内に向つて其の統一を完うせざるべからず、特性を保つ進歩は真正の進歩なり、統一を伴ふの自由は真正の自由なり、吾人は斯の自由を拡充し其進歩を企圖するの念を抱くこと一日にあらず、彼の外国の陳物を模倣するを進歩となし個人の權利を唱導するを自由と為す是れ國民の特性を破り國民の統一を妨げ人民の元氣をして分崩乖離せしめ遂に他邦の羈轡に伏して顧みざるものなり、焉ぞ其の進歩たり自由たるにあらんや

兵馬の権力を私して政權を保たんとするもの奪はんとするものは自由の公敵なり、吾人は此公敵を抑制せんとするを以て立憲政体の下に於ける吾人の任務となす、君民合体以て機関的進退をなすものを名けて國民と云ふ、政權は常に宜く國民全体の手にあるべし

此主義に於て合ふ者は皆な吾人の政友なり、吾人は満天下正義の士が必ず此主義に於て同意するを信す、嗚呼列国の競争は東洋の危機なり、東洋の危機は日本國民の危機にあらずや、彼れ愛國の至誠なき者徒に域中に醜視して小名利を銜ひ敢て立憲政体を詭弄せんとす、吾人は日本國民前途の為に誓つて之を抑制するの責に当らんと欲す、是れ吾人の趣旨とする所なり

明治二十三年十一月二十日

(註16)

『帝國議會衆議院議事速記録3第二回議會明治二十四年』(東京大学出版会昭和54年5月刊)所載の「官報号外明治二十四年十二月十七日木曜日、衆議院第二回通常會議事速記録第十五号」によれば、明治二十四年十二月十六日(水曜日)午後一時二十分開議の通常會の議事項目のうち第七に「条約改正ニ関スル建議案(前田案山子君)外二名提出 秘密會議」とあり、速記録に建議案は掲載されていない。

植木枝盛著、『第二期帝國議會要録全』(明治二五年二月博文館發行、国会圖書館所蔵)「上篇衆議院之部」五〇一頁には「条約改正ノ断行及廢棄ニ関スル建議案」として以下のように記されている。

『帝國議會』衆議院ハ帝國從來ノ經驗ト今日ノ狀況ニ照シテ現行ノ外交条約ハ國民ノ安寧進歩ヲ妨碍スルコト極メテ甚シキヲ確認シ政府ニ於テ速カニ之ヲ改正シテ歐米諸國ト全ク對等ノ權力ヲ有スル条約ヲ締結センコトヲ各条約國ニ要求シ若シ此要求ヲ承諾セザル者アラバ其國ニ對シ万国公法上普通ノ条理ニ基キ期限ヲ定メテ現行条約ノ廢棄ヲ通知センコトヲ切望ス依テ之ヲ建議ス(引用者注④部分)

明治二十四年十二月

提出者 前田案山子 鶴飼郁次郎 綾井武夫

對等条約ノ断行及廢棄ニ関スル建議案・理由書

我國現行条約ハ我國ノ面目ヲ毀損シ我國ノ利益進歩ヲ妨害スル極メテ甚シキ者アリ是レ世人ノ熟知セル所ナルヲ以テ之ヲ賛セントス某等ハ政府ノ速ニ之ヲ改正シテ歐米諸國ト對等ノ權力ヲ有スル条約ヲ締結シ我カ國民ノ宿望ヲ満足セシメンコトヲ宿望ス然レトモ從來ノ經驗ニ依レハ各条約國中或ハ自國ノ利益ヲ先ニシ國際間ノ条理ヲ後ニシ妄リニ我國ノ要求ヲ拒絕スル者アラシモ未タ知ル可カラス此ノ如クナレハ我國ハ如何ナル手段ヲ以テ之ニ応ス可キ歟某等國際上成ルヘク条約國ノ感情ヲ害セザランコトヲ欲スル者ナリ然レトモ自國ノ權利ト利益ヲ犠牲ニシテ他國ノ不當ナル抵抗ニ屈伏スル能ハス此ノ時ニ臨ンテ國際上苟モ現行条約ヲ廢棄スルハ固ヨリ正当ノ手段ナルヲ信ス乞フ左ニ其廢棄ヲ得可キ場合ヲ畧述セン

一、國際条約ニシテ一國ノ安寧進歩ヲ妨害スルニ至ルトキハ其國ニ固有セル無限ノ自主權ヲ以テ其条約ヲ廢棄スルヲ得可シ

二、条約上ヨリ起ル所ノ義務ニシテ自國內ニ對スル義務ト相衝突スルニ至ルトキハ其条約ヲ廢棄スルヲ得可シ

三、初メテ条約ヲ締結シタル時ニ比シテ狀況ノ全ク變更シタルトキハ其条約ヲ廢棄スルヲ得可シ

四、期限ヲ定メテ条約改正ヲ要求スルヲ得ルノ明文ヲ掲ケタルハ即チ協議ノ調ハサルトキハ之ヲ廢棄スルヲ得ヘキノ意ヲ含蓄スル者ナリト解釈スルヲ得可シ

五、國際条約ニシテ其性質上自カラ永久無限ノ意ヲ含蓄ス可カラサル者ハ一方ノ要求ヲ以テ之ヲ廢棄スルヲ得可シ

以上ハ則チ國際法ノ原理ニ基キ對等条約ノ断行及已ムヲ得サル場合ニ於テ現行条約ヲ廢棄スルヲ必要トスル所ノ理由ニシテ要スルニ政府ニ於テ速ニ現行条約ニ掲クル法權ノ制限并稅權ノ拘束其他不當ナル規定ヲ改正シ以テ帝國ノ獨立ヲ鞏固ニシ國家ノ利益ヲ増進セント欲スルニ在ルノミ是レ某等ノ比ノ建議案ヲ提出スル所以ナリ

本案は十二月十六日を以て秘密會議に附せられしか議事未た中はならざるに或る議員の發言に依リ其討議を延期する事となり議決するに至らざりし。

また、工藤武重著『帝國議會史』(明治三四年十二月有斐閣發行、国会圖書館蔵)には、④部分(ただし異同箇所は次のとおり)①今日ノ狀況ニ今日ノ狀況と②國民ノ安寧進歩ヲ妨碍スルノ國家ノ安寧進歩を妨害する)に續いて次のとおり記されている。

『提出者は其理由書に於て國際公法上一國の任意を以て条約廢棄を對手國に通知し得べき場合を列記し、歐米列國中若し帝國の条約改正の提議に應ぜざるものあらば之れに對して断然、条約廢棄を通知するも公法に乖る所なき旨を附記せり。

此案は國權上將た外交上、最も重要な件なり、十二月十六日衆議院は秘密會を開きて之を議す。然るに議事中一議員の發言に依りて其討論を延期することとなりたりと云ふ。其議事の經過、討論の模様、及び延期の理由等は固より之を知るの限りにあらず。』

(註17)

そのころ東京の前田下学のもとには孫文や黃興、王兆銘が出入りし庇護をうけた。また一九一三(大正二)年、第二次革命の後、黃興は小天湯ノ浦の前田案山子別邸で亡命生活をすごしている。小天湯ノ浦の田尻家には黃興による次のような詩が保存されている。

雪 平 峰 前 雲 氣 開

池 中 隱 約 起 風 處

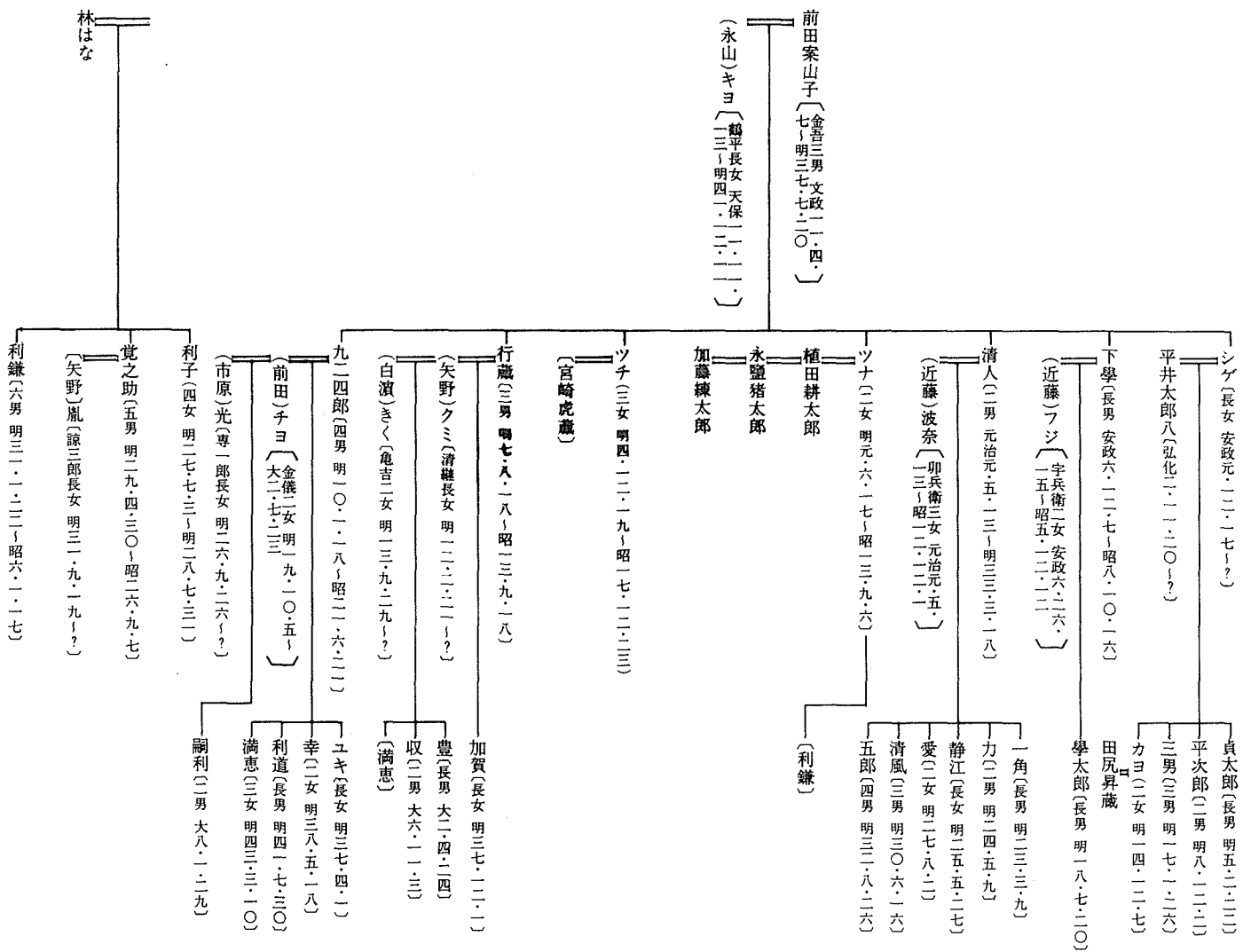
何 人 戲 取 華 龍 劍

真 割 垂 龍 左 耳 來

(『小天郷土史』「第七節、黃興と小天」参照)

四、資料 1

『宮崎滔天全集』第五卷（昭和51年8月 平凡社刊）所収



「前田案山子等口供書」

水野公寿編『西南戦争期における農民一揆』
(昭和53年葦書房刊所収)

一、自分共儀兼テ組長相勤居候ニ付、明治九年十二月二十日組長會議トシテ小天神社ニ集合ノ段用掛ヨリ申達候ニ付、同所へ出席致シ廉潔談判ノ末、去ル明治七年中暴風ノ節新地堤防大破普請用トシテ細川氏内家並ニ郷備ヨリ買上ニ相成タル明使代其節普請小屋売払代金野開米過金人民ニ下渡方延引ニ及、既ニ三ヶ年モ経過致候ニ付、如何ノ訳合ヲ神田幸七ナル者ヨリ用掛ニ尋問候處、該事件ニ關係不致ニ付答弁難致旨返答ニ及居候處、副戸長田尻東平モ出席ニ相成候ニ付、直ニ同人ニ尋問及フ處、正戸長ニ談判ノ上明治十年一月四日迄ニ返答可致旨ニ付、引取申候事。

一、明治十年一月四日前件返答ヲ承ル為、尚又小天學校ニ集合致居候處、詰所用掛田尻十内、田尻勢八ノ兩人出張ニ相成、明治十年一月七日ニ前件ノ金員可下渡旨返答相成候間、明治十年一月七日尚又同所へ集合致、下渡金百七拾七円五拾錢余受取夫々戸前ニ分配致候事。

一、前田案山子儀ハ野部田、竹崎兩村ノ集合場ニ出向候儀ハ右兩村ニモ下渡金有之候間、當時柄人民集合致若素暴ノ振舞ニ共及ヒ候テハ不相濟儀ニ付、兼テ案山子儀ハ人民ノ信用ヲ受ケ居者ニ付、「取締ノ為出向キ」來ツテ當村同様取捌キ與候様右兩村ヨリ申來候間、出向キ候處、巡查ノ説諭ニ依テ退散致シ其集合ニ加ハリタル意ニハ無之事。

右之通相違不申上候。以上

明治十一年一月十三日

熊本県肥後国玉名郡小天村士族

真宗 前田 案山子(印)

(四十九年十月
以下二十八名略)

資料 3

前田案山子翁頌德壁

紫溪之浜。鹵田五千有余町。南起八代。北抵玉名郡。跨六村抱八十三。此往代細川藩侯。所給煎家。塩海築田以補其禄。故民奉其家而不租。桑滄漸變。土滋多民

滋豊。蓋其來遠矣。明治七年。政府更祖率。更欲賦之。從是紛難相結。以至二十七年。突為政府三大難裁之一也。嘻。徵我前田翁其人。其誰得排此大難。解此錯紛。俾我八十三村民免為組上肉哉。而翁之高潔不受一芥報。世豈有此激節哉。六郡之民相議。欲建頌德之碑。翁固辭而不聽。吁。斯尚可以辭哉。翁名案山子。世居小天村。其先為小夫人之祖。至翁兄三郎右衛門。益振其家聲。翁秉承之後。為人剛直果決。少諱武。晚學文。恒言殺身成仁志士之常。置死而生兵家之法。丁丑之變。西鄉南洲率兵圍熊本。時翁為玉名郡區長。郡中志士欲要翁以応之。翁不可曰。丁丑撫民是我職。已使志士數百衛郡衙金穀。肥將池邇來乞援。且請發鄉備金。翁論大義名分亦不許。池邇義之不敢強。薩將川路部下与翁部下生事。遂圍翁。々々作絕命辭。雍容視事。神色自若。川路感其沈勇。不戰而止。乱平之後。鄉備金數萬。仍旧封固。悉輸縣庁。民大德翁。欲厚報之不暇。僅取三十金以充雜役而已。翁愛自由。夙倡民權。明治九年。舉県會議員也。建議公撰區戸長。費用。板垣退助之設愛國社也。翁首和之。後藤象二郎之結大同団而遊說東北也。翁亦於西一角相為呼応。欲一破國民憎眠。盡十年一日不勅也。明治二十三年国会初開。翁撰於県第一区。提出条約廢棄案。辨論滔滔。議場爾如滾水。無有反對者。其說傳播歐洲新聞紙上。雖不幸議會解散。議遂不行。然翁廢棄之神髓。實為國別談判對等訂約之眼目。或質翁曰。難以國民之大決心。是以對等訂約。其如帝國或為焦土何。翁曰。入死地而活。實獲征清之心也。凡事一至。翁身必必蹙以熱血。不復問其大小。一主殺身成仁之浩氣。宜我六郡八十三村之民。永世頌詠。而不能忘之功業。唯翁克成之也。初政府將賦我田也。翁抗論曰。我初築新土也。旧政府既除稅。永世以補給家禄。而獎其殖產興業。故今所謂築主者。權伴領主。而耕民納租。築主則權当地主也。今新政府而徵租。不当不先買收築主權者。當時無一人贊。議紛紛累年。竟至吏論云。築主定為地主。耕民定為永耕主。而免今後十七年租。皆屈從而自暴棄其權利。明治二十五年免期滿。地主相議。欲請延期。果會不決。因請願委員總代者無其人。終以請翁。々々固辭且曰。今主者既失權。且既甘服其公論。今而再之不見其直。地主等哀之不已曰。事實難而難也。然奈六郡休戚。翁請為八十三村起之。以翁之力而事不成。則我背背痼疾。遇餘稍扁鵲而竟不愈也。亦可以慨而止耳。翁乃慨然歎曰。女為悅己者容。士為知己者死。諸君信吾至斯。盡供身為六郡犧牲。時期年之七月矣。翁既受托也。難亦從之。翁以補給家禄為言。以建買取之議。而請延期。細川家代人以為害侯家威信。而欲以殖產興業為言。議論因循。遂至十一月十七日。始得作願書上県庁。屢面商松平知事等。而県庁具理由四條以御之。翁始期再作願書上之。而身即上京。日訪当局官吏。叩大

臣元老之門。暇則蒐古記錄。研究新地性格。^(註2)周旋太勤。而難復至。盡県庁副申失

實也。當維新之初。政府処瀕海新地也。官築者籍耕者為地主。而民築者籍築主。

故以無所錯耕主。而政府不知耕主之於築主之猶於官也。故翁辦理當官買。而副申

乃曰。官築者法當官買。民築者法當官買。大抵既。官安裁焉。渡辺蔵相召翁

再以當卻下。細川家代人委員皆集翁旅館。倉皇急曰。宜早自我撤願書。衆張聞卻

下。則氣沮望絕。翁叱曰。前途大難尚猶山也。今而自卻何以再覆。我當甘受卻

下。而後解県庁之惑而已。代人等反信副申而不贊翁。會合三日始服焉。翁乃計同

謀且然。況官吏況大臣元老之心。豈片紙之所能動哉。遂徹閑著書。論新地之本

末。辯處分之當否。推明性格。精覈故實。令說者瞭然知免期之不可不延。廣播

諸四方而婦。然人心既沮喪。飛語流言。熒惑人聽。勢不可復。為翁年踰耳順。

鬢髮俱白。獨自慷慨。遂被榮金之赤。日射說八十三村。不願烈風疾雨。不難於峻

坂嶮嶮之僻境。或至一日隔數里演說數場。意氣飢憊。聽者皆動。翁曰。地主而不

撓也。余以一身貫通本志。二十六年六月二十四日。上第三願書。而身即復入京。

不復言延期。而謂官買。七月十六日。渡辺蔵相召翁曰。初地主之定也。乃築主耕

者之自相約也。非法。乃然唯永世除稅者。非成約而成法。々則可得變而已。若以

請延期。則吾使松平知事提供願書。是所以省時日節煩冗。翁如教。七月二十三

日。知事以書上内閣會議。五千余町準國田法条。再免今後三十年租。前後共四十

有七年也。十二月一日。松平知事開正庁。召翁及委員等高等官。皆參集焉。乃告

知得免租。且示曰。幸浴斯恩。宜村撰地主耕者委員。使其評餉賣買。無嫌於一物

二主。期限今月末日。愼期者不得藉恩典。翁慨然曰。我六郡八十三村。所以敢請

者。誠出於慮前程也。故欲得免以防財計之激變。緩期以画主者之漸定。今一月間

而画一。五千余町犬牙錯綜之地。財計卒乱。反失恩典。且如教則大地主之不住其

地非二三矣。而皆不能自地其地。不幸莫大焉。請再図之。知事傲然曰。吾行我

職權。何受制於子。遂弗聽。翁大息而退歸家。不復与善後事。々果結課於紛沓雜

乱怨嗟之間。嗚呼。前後十七月。重一諾而与百難戰。書三卻。而弗沮衆心。尽挫

而不動。所謂供身為六郡犧牲者。其殺身成仁入死出活之素行。於是愈顯。而我八

十三村後世子孫之基。倚翁而建焉。善後之処分。翁倡言不与。雖太可憾。然臣實

六百有余万。翁實推諸我等懷中也。而翁之不肯居其功。此其平常為然。々則為我

子々孫々者。唯當鏤肝銘腑而永不可謾而已。則翁之仁德高行。豈待墮淚之碑而後

表彰後世者哉。頌曰

天作金峰 維翁象之 卓彼高標 四方仰之 邇々紫海 其波鴻洞 孰其提之 有

賦 三十其年 介於官私 解彼結慍 突遭三卻 独挺六郡 万口嘗々 何遏良猷
矧彼矐目 終忱忠謀 無翁何怙 自覆我屋 庇我後生 貺我百祿 其祿維何 六
百万金 何以報之 不取一針 奕々我翁 懋其功德 排我大難 尚是余力 奕々
我翁 童顏雀髮 式儀式刑 千祀不没 金峰之下 紫溟之濱 爰懷桑滄 彫斯貞珉
明治三十二年四月 土肥樵石書

以下の註記は、前田佑子氏所蔵の「前田案山子翁頌德碑」(題字・副嶋蒼海、撰

文・武田範之、書・土肥樵石、校閲・中江兆民、孫文、黃興、陳白)の原文(以下

「碑」と略称)および田尻謙吉氏蔵の草稿、「前田案山子翁頌德碑文」(以下「碑

文」と略称)との異同を示す。

(註1) 「碑」には「蓋」とあり、以下の「蓋」はすべてこの字を当てる。

(註2) 「碑」には「租率」とあり、「租」は誤字。

(註3) 「世居小天村。其先為小天人之祖。至翁兄三郎右衛門。益振其家声。」

の部分、「碑」には「以文政十一年二月七日、生肥後国玉名郡小天村、其先菅原

氏、豊臣家遺臣也、世居山城宇治、大坂役後亡命住小天、後仕細川家、至翁父惟

鑑兄惟年、家声漸顯」とある。

(註4) 「碑」には「丁乱撫民是我職已」とあり、こちらが正しい。さらに

「碑」では以下、「擲私財蒐兵器糧食」の句がみられる。

(註5) 「碑」には「池辺重章強拳兵、且請免鄉備金供軍資」とある。

(註6) 「碑」には「又不迫」。

(註7) 「碑」には「川崎助左衛門」。

(註8) 『碑』には「困翁陣營」。

(註9) 『碑』には以下、「掲之床頭曰、諸人^レ乃為^レ耳惜^レ、我命捨而誠^レ後^レ能世充茂^レ」
とある。

(註10) 『碑』には以下、「郡民強而不止、翁曰為郡民所費、即^レ」とある。

(註11) 『碑』には以下、「民論沸騰翁能鎮撫之、」とある。

(註12) 『碑』には「改訂斷行案」。『碑文』には「案」。

(註13) 『碑』には以下、「蓋帝國議會外交秘密會之濫觴也、」とある。

(註14) 『碑』には「議遂不至決議、然翁現糸約廢棄之神髓、」とある。

(註15) 『碑』には「足」。

(註16) 『碑』には「夷疫征清^レ」の前に「國民大決心之日、即對等訂約成之時、」とある。

(註17) 『碑』、『碑文』とも「也」。

(註18) 『碑』には「曰事實難之難也、」とある。

(註19) 『碑』では「膏肓」、「餘拆」とある。

(註20) 『碑』には「高嶋義恭」とある。

(註21) 『碑』、『碑文』とも「其」とあり、「具」は誤字。

(註22) 「暇則蒐古記録。研究新地性格。」の句、『碑』にはなし。

(註23) 『碑』には「誤実」とある。

(註24) 『碑』、『碑文』とも「告」とあり、「再」は誤字。

(註25) 『碑』には以下、「高嶋義恭、八代葦北兩郡委員松岡長敬上野真澄等、」とある。

(註26) 『碑』には「寓居」とある。

(註27) 『碑』には「遂与前田下学重野久太郎平井貞太郎三氏、徹宵数日、蒐古記録、精査新地性格、論葦築之本末、」とある。

(註28) 『碑』には以下、「刊行為書冊、」とある。

(註29) 『碑』には「鬚」とあり、「髻」は誤字。

(註30) 『碑』には「赫曰、」とあり、「赤。日」は誤まり。

(註31) 『碑』には「躬」の以下に「率前田下学平井貞太郎、」とある。

(註32) 『碑』、『碑文』ともに「願」とあり、「願」は誤字。

(註33) 『碑』には「翁乃建議曰、」とある。

(註34) 『碑』には「而弗沮、衆心尽挫而不動」とある。

(註35) 『碑』には「巨賈」とあり、「臣」は誤字。(『碑文』には「巨賈」。

(註36) 『碑』には「挹」とあり、「提」は誤字。

(註37) 『碑』には「作父」とある。

(註38) 『碑』、『碑文』ともに「鶴」とある。

五、参考文献

- (1) 『小天郷土史』(、53年小村公民館発行)
- (2) 『前田案山子氏略伝』(一八九〇「明治二三」年六月二四日『九州日日新聞』「紫漢会国権党候補者の略伝」)
- (3) 『衆議院候補者列伝一名帝國名士叢伝』第二編(一八九〇年五月二十日、大法館発行)
- (4) 山田龍雄編『肥後藩干拓史概説 付年表』(、67年九州大学農学部農業経済学教室)
- (5) 『熊本県干拓資料』(、65年九州近代史料刊行会)
- (6) 水野公寿『西南戦争期における農民一揆 史料と研究』(、78年葦書房)
- (7) 水野公寿『自由民権期における熊本の政治結社』(花立三郎他編『徳富蘇峰資料集』「附録」、78年三一書房)
- (8) 中川 斎『大同団結の推進者 前田案山子』(「城北百年の人物誌13」『熊本日日新聞』、68年 五月二五日)
- (9) 『前田利鎌年譜』(前田利鎌著『宗教的人間』、32年 岩波書店)
- (10) 升味準之輔『日本政党史論』第二卷(、66年 東大出版会)
- (11) 『宮崎滔天全集』第五卷(、76年 平凡社)
- (12) 『熊本の自由民権』(、82年 自由民権百年熊本県民集会実行委員会)
- (13) 水野公寿『熊本自由民権運動』(『熊本県高等学校社会科学研究会研究紀要』第12号、82年)
- (14) 水野公寿『岸田俊子の熊本遊説』(『熊本史学』第45号、75年)
- (15) 水野公寿『中江兆民の来熊』(『熊本近代史研究会会報151』、82年)
- (16) 水野公寿『九州改進黨覚え書』(『近代熊本』No・11、70年 熊本近代史研究会)
- (17) 水野公寿『旧九州改進黨の再組織過程』(『近代熊本』No・17、75年 同前)
- (18) 水野公寿『九州における民党の形成過程』(『熊本史学』第47号、76年)
- (19) 水野公寿『明治憲法体制成立期の反民党勢力』(『日本史研究』第211号、80年)
- (20) 『熊本県議会史』第一卷、第二卷(、63年、68年 熊本県議会発行)
- (21) 三好 徹『革命浪人 滔天と孫文』(、79年 中公文庫 中央公論社)
- (22) 蒲池正紀『「草枕」私論』(、73年 もぐら書房)
- (23) 荒 正人『漱石研究年表』(『漱石文学全集』別巻、74年 集英社)
- (24) 『日本の歴史25 自由民権』(、76年 小学館)